

令和4年度

包括外部監査の結果報告書
(概要版)

「補助金等に係る財務事務の執行について」

岡崎市包括外部監査人
公認会計士 香田 浩一

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類.....	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由.....	1
4	外部監査の対象部署.....	1
5	外部監査の対象期間.....	1
6	外部監査の実施期間.....	2
7	外部監査の方法.....	2
8	包括外部監査人補助者	2
9	利害関係	3
第2	包括外部監査対象の概要	3
1	監査対象とした補助金	3
第3	監査の結果と意見（総括）	6
1	監査結果の要約.....	6
第3	監査の結果と意見（個別）	21
1	バス運行対策費補助金（総合政策部地域創生課）	21
2	職員互助会交付金（総務部人事課）	21
3	地域協働推進事業費補助金（No.4 市民安全部市民協働推進課）	22
4	地区集会施設整備事業費補助金（市民安全部市民協働推進課）	24
5	自主防災組織活動資機材等整備費補助金（市民安全部防災課）	25
6	岡崎市スポーツ協会補助金（社会文化部スポーツ振興課）	25
7	社会福祉協議会運営費等補助金（福祉部地域福祉課）	26
8	障がい者共同生活援助事業費補助金（福祉部障がい福祉課）	26
9	障がい者福祉施設整備事業費補助金（福祉部障がい福祉課）	27
10	老人クラブ運営活動事業費補助金（福祉部長寿課）	28
11	高齢者能力活用推進事業費補助金（福祉部長寿課）	28
12	学区敬老会運営事業費補助金（福祉部長寿課）	29
13	介護サービス確保対策事業費補助金（No.30 福祉部介護保険課）	29
14	介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金（福祉部介護保険課）	29
15	老人福祉施設整備事業費補助金（福祉部介護保険課）	30
16	老人福祉施設等開設準備経費助成事業費補助金（福祉部介護保険課）	30
17	軽費老人ホーム利用料補助金（福祉部介護保険課）	31
18	救急医療体制運営費補助金（保健部保健企画課）	31
19	不妊治療費補助金（保健部健康増進課）	32
20	保育環境改善等事業費補助金（こども部保育課）	32

2 1	私立保育園運営費補助金（こども部保育課）	33
2 2	私立保育園施設整備費補助金（こども部保育課）	33
2 3	私立保育園園舎建替等事業費補助金（こども部保育課）	34
2 4	幼保連携型認定こども園園舎建替等事業費補助金（こども部保育課）	34
2 5	私立保育所創設等事業費補助金（こども部保育課）	34
2 6	放課後児童健全育成事業費補助金（こども部こども育成課）	35
2 7	民間児童クラブ利用者育成料補助金（こども部こども育成課）	35
2 8	私立幼稚園振興費補助金（こども部保育課）	36
2 9	実費徴収に係る補足給付事業費補助金（こども部保育課）	37
3 0	住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（環境部環境政策課※）	37
3 1	次世代自動車購入費補助金（環境部環境政策課※）	38
3 2	浄化槽転換設置整備事業費補助金（環境部廃棄物対策課）	39
3 3	岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金（経済振興部商工労政課）	40
3 4	農業次世代人材投資資金（経済振興部農務課）	41
3 5	中山間地域等直接支払交付金（経済振興部中山間政策課）	42
3 6	多面的機能支払交付金（経済振興部農地整備課）	42
3 7	矢作川水源基金水源林対策事業費補助金（経済振興部森林課）	42
3 8	小規模事業指導費補助金（No.122 経済振興部商工労政課）	42
3 9	中小企業事業資金保証料補助金（経済振興部商工労政課）	43
4 0	工場等建設奨励金（経済振興部商工労政課）	43
4 1	岡崎市観光協会補助金（経済振興部観光推進課）	44
4 2	バスツアー事業費補助金（経済振興部観光推進課）	44
4 3	狭あい道路拡幅整備費補助金（都市政策部住環境整備課）	44
4 4	住宅・建築物耐震化事業費補助金（都市政策部住環境整備課）	45
4 5	土地区画整理組合事業費補助金（都市基盤部市街地整備課）	45
4 6	学校給食運営費補助金（学校給食センター）	46
4 7	文化財保存事業費補助金（教育委員会社会教育課）	46
4 8	政務活動費補助金（議会事務局総務課）	46

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

補助金等に係る財務事務の執行について

3 事件を選定した理由

岡崎市（以下「市」という。）の令和3年度一般会計予算における補助金等の額は、58億円であり、一般会計の歳出予算額の3.9%を占めている。市では、「岡崎市行財政改革推進計画（平成27年度～令和2年度）」において、補助金等の見直しを計画され、「補助金等交付基準」に基づく補助制度の見直しを進めている。

一方、補助金等については、包括外部監査の対象として平成15年度に「負担金、補助金及び交付金に関する事務の執行について」を取り上げられて以来、包括外部監査の対象に取り上げられていない。

そこで、補助金等の財務事務の執行に関して、公益性、合规性、経済性、効率性、有効性及び内部統制の視点等を要点として監査を実施するとともに市の補助制度の見直し状況を検証することは、有用であると考え、テーマとして選定した。

4 外部監査の対象部署

- ・財務部
- ・総合政策部
- ・総務部
- ・市民安全部
- ・社会文化部
- ・福祉部
- ・保健部
- ・こども部
- ・環境部
- ・経済振興部
- ・都市政策部
- ・議会事務局
- ・教育委員会

5 外部監査の対象期間

令和3年度（自：令和3年4月1日 至：令和4年3月31日）

ただし、必要があると判断した場合には、令和2年度以前に遡り、また、一部令和4年度についても対象とする。

6 外部監査の実施期間

自：令和4年5月31日 至：令和5年2月12日

7 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ア 補助金に関する事務が、関連する法令、条例及び規則等に準拠して行われているか。
- イ 補助金に関する事務が、経済性に配慮して行われているか。
- ウ 補助金に関する事務が、目的に適合しており、有効かつ効率的に行われているか。
- エ 補助金に関する事務の内部統制が、適切に整備・運用されているか。

(2) 主な監査手続

- ア 補助金に関する事務の概要を把握するため、ヒアリング及び関連諸法令、条例及び規則等の閲覧を実施する。
- イ 補助金に関する事務処理及び承認が適切になされているかを確認するため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルチェック※を実施する。
- ウ 補助金について、市が行っている調査に加え、監査人が範囲を拡大した調査に基づいて分析を実施する。
- エ その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

※ サンプルチェックに関しては、各手続に関連する資料から無作為にサンプリングを行い、検証を行った。

8 包括外部監査人補助者

岩田香織（公認会計士）
大野由美子（公認会計士）
田中愛子（公認会計士）
宮崎翼（公認会計士）
城野沙織（公認会計士）
大竹理子（公認会計士）
鍋田悠介
安藤祥平（公認会計士試験合格者）
（行政経験者）
小沢佳美

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、不当な事項等」

【意見】 「自治体運営の経済性・効率性・有効性、公平性、正確性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

第2 包括外部監査対象の概要

1 監査対象とした補助金

監査対象とした補助金については、令和3年度岡崎市の補助金等一覧に記載のある補助金等 190 件のうち、金額的重要性を勘案して予算額が 1,000 万円以上の補助金 48 件(公営企業繰入金を除く)を監査対象とした。監査対象とした補助金予算合計 4,961,964 千円は、令和3年度補助金等の予算総額 5,826,890 千円の 85.2%を充足している。監査対象とした補助金一覧は、【図表 2-1-1】のとおりである。

【図表 2-1-1】 監査対象とした補助金一覧

(単位：千円)

報告書 No.	No	補助金等の名称	令和3年度 予算額	担当課
(1)	141	バス運行対策費補助金	416,866	総合政策部 地域創生課
対象外	66	水道事業会計補助金※1	526,271	財務部 財政課
(2)	2	職員互助会交付金	12,433	総務部 人事課
(3)	4	地域協働推進事業費補助金	11,750	市民安全部 市民協働推進課
(4)	6	地区集会施設整備事業費補助金	13,499	市民安全部 市民協働推進課
(5)	164	自主防災組織活動資機材等整備費補助金	11,000	市民安全部 防災課
(6)	184	岡崎市協スポーツ協会補助金	70,509	社会文化部 スポーツ振興課
(7)	14	社会福祉協議会運営費等補助金	94,412	福祉部 地域福祉課
(8)	20	障がい者共同生活援助事業費補助金	11,198	福祉部 障がい福祉課

報告書 No.	No	補助金等の名称	令和3年度 予算額	担当課
(9)	21	障がい者福祉施設整備事業費補助金	31,502	福祉部 障がい福祉課
(10)	24	老人クラブ運営活動事業費補助金	30,456	福祉部 長寿課
(11)	25	高齢者能力活用推進事業費補助金	31,450	福祉部 長寿課
(12)	26	学区敬老会運営事業費補助金	11,899	福祉部 長寿課
(13)	30	介護サービス確保対策事業費補助金	47,597	福祉部 介護保険課
(14)	31	介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金	13,386	福祉部 介護保険課
(15)	32	老人福祉施設整備事業費補助金	259,840	福祉部 介護保険課
(16)	33	老人福祉施設等開設準備経費助成事業費補助金	48,662	福祉部 介護保険課
(17)	35	軽費老人ホーム利用料補助金	74,694	福祉部 介護保険課
(18)	54	救急医療体制運営費補助金	240,136	保健部 保健企画課
(19)	61	不妊治療費補助金	190,193	保健部 健康増進課
(20)	37	保育環境改善等事業費補助金	5,200	こども部 保育課
	42	保育環境改善等事業費補助金	9,000	こども部 保育課
(21)	40	私立保育園運営費補助金	1,109,379	こども部 保育課
(22)	43	私立保育園施設整備費補助金	30,293	こども部 保育課
(23)	44	私立保育園園舎建替等事業費補助金	18,224	こども部 保育課
(24)	45	幼保連携型認定こども園園舎建替等事業費補助金	43,406	こども部 保育課
(25)	46	私立保育所創設等事業費補助金	256,387	こども部 保育課
(26)	47	放課後児童健全育成事業費補助金	194,508	こども部 こども育成課
(27)	48	民間児童クラブ利用者育成料補助金	15,528	こども部 こども育成課
(28)	169	私立幼稚園振興費補助金	10,564	こども部 保育課
(29)	170	実費徴収に係る補足給付事業費補助金	13,770	こども部 保育課
(30)	67	住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金	48,350	環境部 環境政策課※2

報告書 No.	No	補助金等の名称	令和3年度 予算額	担当課
(31)	68	次世代自動車購入費補助金	11,000	環境部 環境政策課※2
(32)	71	浄化槽転換設置整備事業費補助金	34,914	環境部 廃棄物対策課
(33)	74	岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金	31,729	経済振興部 商工労政課
(34)	83	農業次世代人材投資資金	13,500	経済振興部 農務課
(35)	91	中山間地域等直接支払交付金	15,086	経済振興部 中山間政策課
(36)	108	多面的機能支払交付金	58,247	経済振興部 農地整備課
(37)	116	矢作川水源基金水源林対策事業費補助金	16,619	経済振興部 森林課
(38)	122	小規模事業指導費補助金	20,380	経済振興部 商工労政課
(39)	123	中小企業事業資金保証料補助金	150,494	経済振興部 商工労政課
(40)	127	工場等建設奨励金	385,608	経済振興部 商工労政課
(41)	128	岡崎市観光協会補助金	28,790	経済振興部 観光推進課
(42)	132	バスツアー事業費補助金	10,000	経済振興部 観光推進課
(43)	137	狭あい道路拡幅整備費補助金	25,740	都市政策部 住環境整備課
(44)	156	住宅・建築物耐震化事業費補助金	22,600	都市政策部 住環境整備課
(45)	149	土地区画整理組合事業費補助金	51,850	都市基盤部 市街地整備課
(46)	176	学校給食運営費補助金	677,041	学校給食 センター
(47)	183	文化財保存事業費補助金	21,175	教育委員会 社会教育課
(48)	1	政務活動費補助金	11,100	議会事務局 総務課
合計（公営企業繰入金を除く）			4,961,964	

※1 水道事業会計補助金は、予算額1,000万円を超えるが、行政内の公営企業（水道事業）への繰入金であるため、対象外とした。

※2 令和4年度以降の所管課はゼロカーボンシティ推進課である。

第3 監査の結果と意見（総括）

1 監査結果の要約

包括外部監査の結果、【指摘】23件、【意見】67件を識別した。

発見された主な指摘及び意見は次のとおりである。なお、以下は「第2 6 調査結果」から導出された指摘及び意見及び「第4 監査の結果と意見（各論）」に記載の指摘及び意見の中でも、特に重要と考えられる監査結果の要約である。

(1) 公益性

✓分類（団体運営補助）

団体運営費補助は、事業費補助の例外として公益上必要と判断される団体等に対して、その運営に必要な基礎的経費を補助するものとされており、長期同水準の団体運営費補助の継続は想定されていない。そのため、団体運営費補助が運営費補助の部分を縮小し、事業費補助を拡充の傾向に関する視点が必要である。

ア 長期団体運営費補助となっている補助金等の事業費補助への移行について【意見】（「第2 6 調査結果」より）

市の補助金等の分類の傾向として、事業費補助が多数を占めている。これは、事業の実施に対する補助を原則とする趣旨と整合した結果となっており、市の補助制度全体が補助金等交付基準に沿って運用されていると評価することができる。

しかし、団体運営費補助であると回答した補助金等8件は、【図表3-1-1】のとおりであり、当初の要綱施行日から一定期間経過しているものの、記載理由により、長期の団体運営費補助となっていた。

このように、長期の団体運営費補助となっている補助金等については、団体が自立する方法を模索し、団体が自立するまでの支援という目的が達成される判断基準を補助金交付基準に規定することで明瞭にすることが望ましい。

【図表3-1-1】団体運営費補助であると回答した補助金

一 覧 No	報 告 書 No.	補助金等 の名称	担当課	要 綱 施 行 日	団体運営費補助を継続している理由
14	7	社会福祉協議会運営費等補助金	福祉部 地域福祉課	平成 10年 4月 1日	地域福祉の推進のため、収益性のない事業も行っていく必要のある団体であり、継続的に運営費を補助する必要があるため
24	10	老人クラブ運営活動事業費補助金	福祉部 長寿課	平成 8年 4月 1日	老人クラブは公益上必要な団体である一方、会費などの他には収入がなく、財政的援助が必要であるため
25	11	高齢者能力活用推進事業費補助金	福祉部 長寿課	平成 24年 4月 1日	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条において、国及び地方公共団体の責務として高齢者の就業機会の確保を図るための施策の推進に努めるよう規定されており、同法第36条において、シルバー人材センターの育成に努める旨も規定されている。国の補助上

一 覧 No	報 告 書 No.	補助金等 の名称	担当課	要 綱 施 行 日	団体運営費補助を継続している理由
					限度額が地方公共団体の補助額と定められており、制度的補助ではないものの、地方公共団体による補助が前提となっているため
74	33	岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金	経済振興部商工労政課	平成2年7月1日	中小企業の従業員に対する総合的な福利厚生事業を事業者が代わりに行っているものである。これは地域の経済基盤を支える事業者への支援であり、他の民間事業者では代替できない公益性が求められるものである。公益的な団体の運営への支援であるため
122	38	小規模事業指導費補助金	経済振興部商工労政課	平成26年4月1日	商工会又は商工会議所が行う小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の充実を図り、小規模事業者の振興に資することを目的としており、支援することでその効果は幅広く行きわたることから、愛知県が補助金交付対象事業に要する経費に対し補助金を交付しているため
128	41	岡崎市観光協会補助金	経済振興部観光推進課	平成10年4月1日	市が本来担うべき事業を行う団体であり、継続的に補助する必要があるため
176	46	学校給食運営費補助金	学校給食センター	平成23年12月28日	補助金の交付対象経費が、岡崎市学校給食協会が学校給食食材の一括調達や給食調理等を行うために雇用する職員の人件費等であり、継続的に補助する必要があるため
184	6	岡崎市スポーツ協会補助金	社会文化部スポーツ振興課	平成10年4月1日	市が本来担うべき事業を行う団体であり、継続的に補助する必要があるため

(出所：所管課へのアンケート結果を基に監査人集計)

なお、当該視点に対し、「第4 監査の結果と意見（各論）」に記載すべき指摘及び意見は発見されなかった。

✓分類（制度的補助）

制度的補助は、市の裁量が働かないという前提で、原則補助金交付等基準の適用外とされている。そのため、補助金額の上乗せ又は補助対象の拡大の公益性等の合理的な説明の有無に関する視点が必要である。

当該視点に対し、「第2 6 調査結果」から導出された指摘及び意見及び「第4 監査の結果と意見（各論）」に記載すべき指摘及び意見は発見されなかった。

✓補助率

補助率は、原則として補助対象経費の2分の1以下とされており、2分の1を超える補助率は公益性等の役割の説明の有無に関する視点が必要である。

イ 補助金等交付基準における原則的な補助率を超える場合について【意見】（「第 2 6 調査結果」より）

補助金等交付基準では、補助率を原則として2分の1としながらも、行政が担うべき役割の程度に応じて設定することを容認しており、解説によると、「補助は団体の支援であるという観点から、補助率は補助対象経費の2分の1以下とすること。ただし、政策的な理由等から2分の1を超える補助が必要となる場合については、その妥当性を明確にすること」としている。

そこで、補助率が「2分の1を超える」又は「一部2分の1を超える」と回答した補助金のうち、監査対象とした補助金等の理由は、「行政が担うべき役割の程度」や「政策的理由の妥当性」については、表現として抽象度が高く、補助率が2分の1を超える補助金等がどういった経緯でそのような取り扱いとなっているのか透明性に欠ける。

特に、団体補助に分類される補助金等のうち、補助率が「2分の1を超える」又は「一部2分の1を超える」理由は、【図表3-1-2】及び【図表3-1-3】のとおりであり、これらの補助金等は、(1)アで述べたとおり、長期の団体運営費補助となっており、補助率が2分の1を超えたまま、是正が進んでいないことが考えられる。

また、事業費補助に分類される補助金等のうち、「補助率が2分の1を超える」理由は、【図表3-1-4】のとおりであり、本来市が自ら負担し、実施すべき事業に該当するか否かについて、十分に検証されているとは考えにくい。

そのため、どのような場合に補助率が2分の1を超えることを容認するのか、補助金等交付基準に規定することで明瞭にすることが望ましい。

例えば、政策的理由に関して原則的な補助率を超える条件として、総合計画に位置付けられており、市が重点的に行うべき施策として公になっていることを設定することなどが考えられる。

【図表3-1-2】補助率が2分の1を超える理由【団体運営費補助】

一覧No	報告書No.	補助金等の名称	担当課	理由
14	7	社会福祉協議会運営費等補助金	福祉部地域福祉課	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体への団体運営費補助であり、収益性のない事業のみを対象とするため
24	10	老人クラブ運営活動事業費補助金	福祉部長寿課	老人福祉法第13条第1項の市が実施に努めるべき事業を老人クラブが担っており、同条第2項の適当な援助のうち、財政的援助として団体運営費補助を一部行うため
74	33	岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金	経済振興部商工労政課	市内の中小企業に従事する勤労者の福利増進並びに中小企業の振興発展に寄与することを目的に事業を実施している。勤労者の福祉の向上と生活の安定を図るための総合福祉事業を行う団体として、その他民間事業者で代替することのできない事業を展開しているため
176	46	学校給食運営費補助金	学校給食センター	補助金の交付対象経費が、岡崎市学校給食協会が学校給食食材の一括調達や給食調理等を行うために雇用する職員の人件費等であるため

(出所：所管課へのアンケート結果を基に監査人集計)

【図表 3-1-3】 補助率が一部 2 分の 1 を超える理由【団体運営費補助】

一覧 No	報告書 No	補助金等の名称	担当課	理由
128	41	岡崎市観光協会補助金	経済振興部観光推進課	市が本来担うべき事業に対するもののため
184	6	岡崎市スポーツ協会補助金	社会文化部スポーツ振興課	財政援助が目的の補助金で人件費（10/10）、運営費（10/10）としている

（出所：所管課へのアンケート結果を基に監査人集計）

【図表 3-1-4】 補助率が 2 分の 1 を超える理由【事業費補助】

一覧 No	報告書 No.	補助金等の名称	担当課	理由
4	3	地域協働推進事業費補助金	市民安全部市民協働推進課	地域活動への関心が低下する中、地域の諸課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的とした補助制度であり、地域の自主的な活動を推進するためより自己負担の発生を抑え、より活用しやすくなるよう補助率を設けず上限のみの設定をしている （監査人補足）一部補助率が 2 分の 1 を超える場合があるが、通常、上限金額の方が低いため、実質 2 分の 1 を超えていない
24	10	老人クラブ運営活動事業費補助金	福祉部長寿課	老人福祉法第 13 条第 1 項の市が実施に努めるべき事業を老人クラブが担っており、同条第 2 項の適当な援助のうち、財政的援助として団体運営費補助を一部行うため
30	13	介護サービス確保対策事業費補助金	福祉部介護保険課	国費 10/10 を財源とする国庫補助事業であり、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づき実施しているため
31	14	介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金	福祉部介護保険課	県費 10/10 を財源とする県補助事業であり、地域医療介護総合確保基金（国 2/3、県 1/3 拠出）の「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づき実施しているため
35	17	軽費老人ホーム利用料補助金	福祉部介護保険課	軽費老人ホームの運営に係る補助金は、三位一体改革により平成 16 年度に一般財源化され、地方交付税により財源措置されており、「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」に基づき実施しているため
40	21	私立保育園運営費補助金	こども部保育課	保育事業においては、児童福祉法において市町村が行うべきものと規定されており、民間事業者は認可等を受けて、市町村に代わって事業を実施するものとなっている。本補助金の対象は市等以外の者が設置する市内保育所であり、全て社会福祉法に定める社会福祉法人が運営している。それら法人は岡崎市の給与例規を引用した給与規程により保育所の運

一覧 No	報告書 No.	補助金等の名称	担当課	理由
				営しており、対象経費のうち大部分は人件費である。それら前提及び児童福祉法における保育事業実施における法人の役割から補助割合 10/10 として実施しているため
44	23	私立保育園園舎建替等事業費補助金	こども部 保育課	国の保育所等整備交付金を活用した補助事業であり、国交付要綱により国、市の負担割合が 3/4 相当となるよう明記されているため。また、市の単独事業においてもそれに準じて定めているため
45	24	幼保連携型認定こども園園舎建替等事業費補助金	こども部 保育課	国、県の交付要綱に市の負担割合が記されており、それら要綱に基づいて実施しているため
46	25	私立保育所創設等事業費補助金	こども部 保育課	国の保育所等整備交付金を活用した補助事業であり、国交付要綱により国、市の負担割合が 3/4 相当となるよう明記されているため。また、市の単独事業においてもそれに準じて定めている
116	37	矢作川水源基金水源林対策事業費補助金	経済振興 部森林課	現状の木材価格においては、現補助水準でなければ林業が成り立たず、森林整備促進を図るためには必要であるため
169	28	私立幼稚園振興費補助金	こども部 保育課	私立幼稚園の教育の質の維持・向上と保護者負担の軽減の観点から、「私立幼稚園の振興」を目的として補助するもの。補助率を 1/2 とせず定額とすることで、どの園に在籍する園児に対しても、確実に補助額分の教材費や図書費等が等しく支出されることとなり、本補助金により市内幼稚園の教育の質を底支えできるため

(出所：所管課へのアンケート結果を基に監査人集計)

ウ 補助率に関連する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
1. バス運行対策費補助金				
	ア運行サービスの見直しについて	意見	補助率	21
33. 岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金				
	ア行政が担うべき役割の程度について	意見	補助率	40

✓補助対象外経費

人件費、直接公益に結びつかない経費及び社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費は補助対象外経費とされており、補助対象とする場合は公益性等の合理的な説明の有無に関する視点が必要である。

エ 補助対象外経費に関連する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
6. 岡崎市スポーツ協会補助金				
	イ人件費が補助対象となる職員の年齢構成の見直しについて	意見	補助対象外経費	25
11. 高齢者能力活用推進事業費補助金				
	ア交付要綱に補助金に係る消費税等の仕入控除税額の返還規定がないことについて	指摘	補助対象外経費	28
20. 保育環境改善等事業費補助金				
	ア補助金の趣旨から対象とすべきでない経費への補助金支給について	指摘	補助対象外経費	32
26. 放課後児童健全育成事業費補助金				
	イ補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の入手について	意見	補助対象外経費	35
46. 学校給食運営費補助金				
	ア人件費が補助対象となる職員の年齢構成の見直しについて	意見	補助対象外経費	46

なお、当該視点に対し、「第2 6 調査結果」から導出された指摘及び意見は発見されなかった。

(2) 効果性

<p>✓定義（目標評価） 目標値の設定・評価が必要とされるため、適切な目標値の設定・評価に関する視点が必要である。</p>

ア 定義（目標評価）関連する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
4. 地区集会施設整備事業費補助金				
	イ耐震診断及び耐震補強工事実施状況について	意見	効果性定義（目標評価）	24
14. 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金				
	ア事務事業評価による効果測定について	意見	効果性定義（目標評価）	29
20. 保育環境改善等事業費補助金				
	イ事務事業評価による効果測定について	意見	効果性定義（目標評価）	32
31. 次世代自動車購入費補助金				
	ア事務事業評価による効果測定について	意見	効果性定義（目標評価）	38
34. 農業次世代人材投資資金				

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
	イ農業次世代人材投資資金の効果測定について	意見	効果性定義 (目標評価)	41
	ウサポート体制に関するアンケートの実施について	意見	効果性定義 (目標評価)	41
39. 中小企業事業資金保証料補助金				
	イ補助金執行状況の指標について	意見	効果性定義 (目標評価)	43

なお、当該視点に対し、「第2 6 調査結果」から導出された指摘及び意見は発見されなかった。

<p>✓終期（補助金交付期間） 同一補助金等を継続交付できる期間は3年以内であるため、長期間の継続交付は効果性等の必要性の説明の有無に関する視点が必要である。</p>

当該視点については、「(1) 公益性ア長期団体運営費補助となっている補助金等の事業費への移行」の記載と同様である。

(3) 必要性

<p>✓定義（対象者ニーズ） 市民のニーズが高いことが必要とされるため、対象者ニーズの有無に関する視点が必要である。</p>
--

必要性の検討を実施するにあたり、監査対象とした補助金等の令和3年度当初予算額と決算額を比較したところ、一部、新型コロナウイルス感染拡大の影響と考えられる予算の未執行があるものの、大方、予算通りの執行がされており、市民ニーズとの不一致は見受けられなかった。

ア 定義（対象者ニーズ）に関連する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
27. 民間児童クラブ利用者育成料補助金				
	ア補助単価と事務負担に対する費用対効果の検討について	意見	必要性定義 (対象者ニーズ)	35

<p>✓終期（補助金設定期間） 個別補助金制度は適宜、適切な見直しが行われる必要とされるため、必要性等に連動した終期の設定・見直しに関する視点が必要である。</p>
--

イ 終期（補助金設定期間）に関連する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
8. 障がい者共同生活援助事業費補助金				
	イ終期設定に対する所管課の認識について	意見	終期 (補助金設定期間)	27

なお、当該視点に対し、「第2 6 調査結果」から導出された指摘及び意見は発見されなかった。

(4) 公平性

✓定義（公平性の判断）

補助金等の効果が、幅広く市民一般に行きわたり、特定の個人、団体等に特権的な恩恵又は利益を与えないことが必要とされるため、公平性判断の適切性に関する視点が必要である。

当該視点に対し、「第2 6 調査結果」から導出された指摘及び意見及び「第4 監査の結果と意見（各論）」に記載すべき指摘及び意見は発見されなかった。

✓交付要綱等の公表

補助金支給の公平性等の確保に繋がる交付要綱等、見直しを岡崎市ホームページで公表することが必要とされるため、公表状況に関する視点が必要である。

ア 交付要綱等の公表に関するアンケート回答のフォローアップについて【意見】（「第2 6 調査結果」より）

交付要綱について、市ホームページで要綱等を公表していない為、改めると回答した補助金等は、【図表3-1-5】のとおりである。

これらの補助金等のうち、小規模事業費補助金については、令和4年6月14日現在、当該補助金の交付要綱が市ホームページで公表されていることを確認することはできなかった。

アンケート回答で、今後改める旨の回答があった場合は、今後の対応状況を確認することが望まれる。

【図表3-1-5】市ホームページで要綱等を公表していない為、改めると回答した補助金等

一覧 No	報告書 No.	補助金等の名称	担当課
31	14	介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金	福祉部介護保険課
54	18	救急医療体制運営費補助金	保健部保健企画課
122	38	小規模事業指導費補助金	経済振興部商工労政課

(出所：所管課へのアンケート結果を基に監査人集計)

イ 補助金等見直し結果の公表について【意見】（「第2 6 調査結果」より）

財政課が実施しているアンケートは補助金等見直し方針により、補助金等交付基準の項目に沿って実施している。

同方針では、原則として見直した結果を公表するものとしている。補助金等の見直しを公表することは、市民への情報提供を通じた補助制度に係る透明性の確保のみならず、各補助金等の所管部署による効果的な見直しが期待できる。

見直し結果については、令和4年9月30日に、市ホームページにおいて、「岡崎市が交付する補助金等の見直し及び改正の状況」を公表している。

令和4年度に公表された内容は、令和2年度及び令和3年度に予算計上のあった補助金数のうち、補助金等の見直し実施数や、見直し等により、改正を行った数であるが、今後は、住民への説明責任を果たすため、補助金ごとの見直しの具体的な内容についても公表することが望まれる。

ウ 交付要綱の公表に関連する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
2. 職員互助会交付金				
	ア「岡崎市職員の福利厚生に関する条例事務要領」の公表について	指摘	交付要綱の公表	21
	イ継続的な見直しと公表内容の充実について	意見	交付要綱の公表	22
6. 岡崎市スポーツ協会補助金				
	ア「スポーツ協会補助金交付要綱」の公表について	指摘	交付要綱の公表	25
9. 障がい者福祉施設整備事業費補助金				
	イ「岡崎市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」の公表について	指摘	交付要綱の公表	27
14. 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金				
	イ「岡崎市介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金交付要綱」の公表について	指摘	交付要綱の公表	30
18. 救急医療体制運営費補助金				
	ア「救急医療体制運営費補助金交付要綱」の公表について	指摘	交付要綱の公表	31
28. 私立幼稚園振興費補助金				
	イ補助金の対象及び額を定めた別表の公表について	指摘	交付要綱の公表	36
37. 矢作川水源基金水源林対策事業費補助金				
	ア交付要綱を公表する際のファイル形式について	意見	交付要綱の公表	42
38. 小規模事業指導費補助金				
	ア「岡崎市小規模事業指導費補助金交付要綱」の公表について	指摘	交付要綱の公表	42
	イ補助金交付要綱内の表現の統一について	意見	交付要綱の公表	43
42. バスツアー事業費補助金				

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
	ア 交付要綱を公表する際のファイル形式について	意見	交付要綱の公表	44
	イ 募集要項の正式版の記載について	意見	交付要綱の公表	44

(5) 適格性

✓分類（団体運営補助）
繰越金又は剰余金が実質的に市補助金の額を超えていないなど補助金支給団体の適格性が必要とされるため、繰越金、剰余金又は積立金等が多額な団体の検証に関する視点が必要である。

当該視点に対し、「第2 6 調査結果」から導出された指摘及び意見及び「第4 監査の結果と意見（各論）」に記載すべき指摘及び意見は発見されなかった。

✓実績報告
補助金等の不適切な使用の確認が必要とされるため、市及び補助金受給者の実績報告や確認に関する視点が必要である。

ア 実績報告書に関するアンケート回答のフォローアップについて【意見】（「第2 6 調査結果」より）

実績報告について、「上記の確認が必要だが、現状は十分な確認ができていないため今後実施するように改める」と回答した補助金等は、【図表3-1-6】のとおりである。

当該回答は、令和4年度に監査人が行った調査結果に対するものであるが、財政課において、今後の対応状況を確認することが望まれる。

【図表3-1-6】実績報告について、「上記の確認が必要だが、現状は十分な確認ができていないため今後実施するように改める」と回答した補助金等

一覧No	報告書No.	補助金等の名称	担当課	回答
132	42	バスツアー事業費補助金	経済振興部 観光推進課	上記の確認が必要だが、現状は十分な確認ができていないため今後実施するように改める

（出所：所管課へのアンケート結果を基に監査人集計）

イ 実績報告に関連する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

実績報告に関連する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見のうち、補助金申請書及び実績報告書に関する不適切な事務の執行について、下記のとおり分類整理を実施した。

（ア）書類未提出：補助金の申請時又は実績報告時に要綱等で定められた必要書類が提出されていないものであり、今後は、担当者が補助金要綱において定められた必要書類が全て提出されていることを確認する必要がある、必要に応じてチェックリストの作

成・活用が望まれる事例

- (イ) 検証不足：申請時又は実績報告時に提出された資料の検証不足と考えられるものであり、今後は、担当者が提出された資料の適切性について懐疑心をもって確認する必要がある事例
- (ウ) 検証証跡：申請時又は実績報告時に提出された資料を検証した際の記録が残されていない又は書類整理上の課題があり、今後は、担当者が検証した内容を記録し、交付事務が適切に実施されたことを後日確認できるようにする必要がある事例
- (エ) 事務負担の軽減：効率性の観点から、今後は、担当者が申請者に対し、申請書類等を適切に作成するよう指導する必要がある事例

(ア) 書類未提出

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
9. 障がい者福祉施設整備事業費補助金				
	ア補助事業者からの報告様式の未受領について	指摘	実績報告 (書類未提出)	27
34. 農業次世代人材投資資金				
	ア関係機関からの意見聴取書類の回収漏れについて	指摘	実績報告 (書類未提出)	41

(イ) 検証不足

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
3. 地域協働推進事業費補助金				
	イ収支予算書と収支決算書の支出の部の差異理由について	意見	実績報告 (検証不足)	22
	オ実績報告書の日付と事業報告書の日付の整合について	意見	実績報告 (検証不足)	23
	カ発行日付や購入用途が不明な領収証について	指摘	実績報告 (検証不足)	23
4. 地区集会施設整備事業費補助金				
	ア地区集会施設新築時の設計業者及び建設業者の選定方法の確認について	意見	実績報告 (検証不足)	24
7. 社会福祉協議会運営費等補助金				
	ア収支決算書の予実比較と証拠書類の確認について	指摘	実績報告 (検証不足)	26
8. 障がい者共同生活援助事業費補助金				
	ア交付に係る岡崎市予算決算及び会計規則の遵守について	指摘	実績報告 (検証不足)	26
12. 学区敬老会運営事業費補助金				
	ア購入用途が不明な実績報告書添付の領収証について	意見	実績報告 (検証不足)	29
26. 放課後児童健全育成事業費補助金				
	ア補助対象事業が、工事請負費の場合の、相見積もりに関する書類の提出について	意見	実績報告 (検証不足)	35
27. 民間児童クラブ利用者育成料補助金				

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
	イ補助金交付申請書兼実績報告書の状況確認の同意欄について	指摘	実績報告 (検証不足)	36
32. 浄化槽転換設置整備事業費補助金				
	ウ契約締結後の「浄化槽法定検査契約書の写し」の添付について	指摘	実績報告 (検証不足)	39
33. 岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金				
	ウ人件費の按分比率の確認について	意見	実績報告 (検証不足)	40
39. 中小企業事業資金保証料補助金				
	ア「貸付実行通知書」の償還期限欄の記入漏れについて	指摘	実績報告 (検証不足)	43
47. 文化財保存事業費補助金				
	ア補助対象経費が実際に支払われたことの確認について	意見	実績報告 (検証不足)	46

(ウ)検証証跡

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
29. 実費徴収に係る補足給付事業費補助金				
	ア副食費相当額を証明する書類の検証証跡について	意見	実績報告 (検証証跡)	37
33. 岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金				
	イ実施報告に関する提出資料の保管漏れについて	意見	実績報告 (検証証跡)	40
35. 中山間地域等直接支払交付金				
	ア事業計画書の差替があった場合の整理方法について	意見	実績報告 (検証証跡)	42
40. 工場等建設奨励金				
	ア申請者が暴力団関係者ではないことの確認記録について	意見	実績報告 (検証証跡)	43
41. 岡崎市観光協会補助金				
	ア実績報告の検証証跡について	意見	実績報告 (検証証跡)	44
43. 狭あい道路拡幅整備費補助金				
	ア事前協議後に補助項目から除外した工事実施事項の確認記録について	意見	実績報告 (検証証跡)	44
44. 住宅・建築物耐震化事業費補助金				
	ア立会時の有資格者の確認記録について	意見	実績報告 (検証証跡)	45
	イ申請者が暴力団関係者でないことの確認記録について	意見	実績報告 (検証証跡)	45
45. 土地区画整理組合事業費補助金				
	ア交付申請書及び実績報告書の検証証跡について	意見	実績報告 (検証証跡)	45

(エ)事務負担の軽減

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
3. 地域協働推進事業費補助金				
	ア収支予算書及び収支決算書の支出の部の記載方法について	意見	実績報告 (事務負担の軽減)	22
	ウ収支決算書の支出科目誤りについて	指摘	実績報告 (事務負担の軽減)	23
	エ収支計算書の支出とは関係のない事項の記載について	指摘	実績報告 (事務負担の軽減)	23
21. 私立保育園運営費補助金				
	ア人件費補助金額算出のための計算事務手続きへの指導について	意見	実績報告 (事務負担の軽減)	33
28. 私立幼稚園振興費補助金				
	ア補助対象範囲の区分について	意見	実績報告 (事務負担の軽減)	36

<p>✓事務局運営 原則事務局事務は各団体で行うことが必要とされるため、事務局事務の運営に関する視点が必要である。</p>

ウ 事務局運営に関連する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
10. 老人クラブ運営活動事業費補助金				
	ア補助対象事業の実施主体の事務を岡崎市が行うことについて	意見	事務局運営	28

なお、当該視点に対し、「第2 6 調査結果」から導出された指摘及び意見は発見されなかった。

(6) その他

ア 補助金等交付基準への追加について【意見】（「第2 6 調査結果」より）

財政課が行った令和3年度の補助金見直しアンケートでは、下記5項目を含んでいるが、補助金等交付基準に定めがあるのは、「(ア) 補助金等の交付額に千円未満の端数がある場合は、原則としてこれを切り捨てる旨の規定を設けている」のみであり、他の項目について定められていない。(イ)～(エ)の項目についても、交付要綱で定めることが考えられるため、その旨、補助金等交付基準に追加することが望まれる。

- (ア)補助金等の交付額に千円未満の端数がある場合は、原則としてこれを切り捨てる旨の規定を設けている
- (イ)補助金の支払いは額の確定後、交付決定対象者からの請求に基づき行う旨の規定を設けている
- (ウ)実務上事業の変更や中止が想定される補助金の場合、変更や中止に関する手続きに係

- る規定を設けている
- (エ)実務上概算払いを行う補助金の場合、概算払いができる規定及び概算払い及びその精算に係る規定を設けている
- (オ)実務上補助対象経費としたものに対して財産処分が発生する可能性がある場合、処分の制限・返還等にかかる規定を設けている

イ 財産処分の制限のある資産の管理方法に関する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
11. 高齢者能力活用推進事業費補助金				
	イ財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	29
15. 老人福祉施設整備事業費補助金				
	ア財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	30
16. 老人福祉施設等開設準備経費助成事業費補助金				
	ア財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	30
18. 救急医療体制運営費補助金				
	イ財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	31
22. 私立保育園施設整備費補助金				
	ア財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	33
23. 私立保育園園舎建替等事業費補助金				
	ア財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	34
24. 幼保連携型認定こども園園舎建替等事業費補助金				
	ア財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	34
25. 私立保育所創設等事業費補助金				
	ア財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	34
28. 私立幼稚園振興費補助金				
	ウ財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	37
30. 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金				
	ア財産処分の制限のある資産の管理方法について	意見	財産処分制限	37
32. 浄化槽転換設置整備事業費補助金				
	イ維持管理モニタリングについて	意見	財産処分制限	39

ウ 市民サービスの向上に関する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

申請時に納税証明書の添付が必要な補助金については、補助金の担当課から税情報を管理する担当課へ個人情報照会を行い、必要な情報を取得する方が、市民の負担軽減につながるため、申請者本人から個人情報の取得、利用に関する同意書を得るなど、納税証明書の添付を省略できる仕組みを構築することが望まれる。

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
19. 不妊治療費補助金				
	ア実績報告書様式への追記について	意見	市民サービスの向上	32
30. 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金				
	イ交付申請時の納税証明書の提出省略について	意見	市民サービスの向上	38

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
31. 次世代自動車購入費補助金				
	イ交付申請時の納税証明書の提出省略について	意見	市民サービスの向上	38
32. 浄化槽転換設置整備事業費補助金				
	ア交付申請時の納税証明書の提出省略について	意見	市民サービスの向上	39

エ 起案書等の書類作成ルール及び作成不備に関する「第4 監査の結果と意見（各論）」の個別意見

起案用紙の発送欄の使用については、全庁的な運用ルールが周知されていないことによるものと考えられる。起案書については、紙ベースでの運用が続いており、今後はワークフローの活用を検討することが望まれる。

また、後閲時の対応についても、全庁的に運用を統一することが望まれる。

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
3. 地域協働推進事業費補助金				
	キ起案用紙の発送欄の使用について	意見	書類作成ルールの整理	23
	ク支出負担行為決議書の後閲時の押印について	指摘	書類作成上の不備	23
4. 地区集会施設整備事業費補助金				
	ウ起案用紙の発送欄の使用について	意見	書類作成ルールの整理	24
5. 自主防災組織活動資機材等整備費補助金				
	ア起案用紙の発送欄の使用について	意見	書類作成ルールの整理	25
6. 岡崎市スポーツ協会補助金				
	ウ概算払請求時に提出された書類の年度誤りについて	指摘	書類作成上の不備	25
	エ請求書の「受取方法」の欄記載漏れについて	指摘	書類作成上の不備	26
30. 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金				
	ウ起案用紙の発送欄の使用について	意見	書類作成ルールの整理	38
31. 次世代自動車購入費補助金				
	ウ起案用紙の発送欄の使用について	意見	書類作成ルールの整理	39
32. 浄化槽転換設置整備事業費補助金				
	エ起案用紙の発送欄の使用について	意見	書類作成ルールの整理	40
38. 小規模事業指導費補助金				
	ウ補助金額変更に係る決裁文書の後閲時の押印について	指摘	書類作成上の不備	43

補助金名				
No.	指摘・意見	区分	必要視点	頁
47. 文化財保存事業費補助金				
	イ起案用紙の発送欄の使用について	意見	書類作成ルールの整理	46

第4 監査の結果と意見（個別）

1 バス運行対策費補助金（総合政策部地域創生課）

ア 運行サービスの見直しについて【意見】

国は、行動制限の緩和で路線バスなどの利用者数は回復傾向にあり、外国人旅行者の需要増加も見込まれることなどから、コロナ禍で拡大した地域公共交通への赤字補填を縮小させるべきだと指摘し、デマンド交通やスクールバス、介護車両の活用といった地域のニーズに応じた交通手段にシフトするため、自治体を中心となって再構築の取り組みを進めるよう求めている。

バス運行対策費補助金の収支率は、6.5%から42.2%までとなっている。

市は、令和4年3月に「岡崎市地域公共交通計画」を策定し、施策⑩「バス路線の見直しと確保・維持」において、「地域やバス事業者との連携による公共交通の利用促進の取組を行うとともに、地域住民のニーズにあった運行内容への改善やバス停の新設・変更などにより利用しやすい路線を目指し、見直しを進めます。」としている。

担当者に確認したところ、運賃については、運行事業者が国土交通省より認可を受けており（道路運送法第9条）、定期的な見直しは必要ではあるものの、収支比率に応じた運賃設定は難しいため、利用者数を増加させる施策や路線、ダイヤ、運行便数等の運行サービスの見直しについて事業者や地域と検討をしており、直近では矢作地区の見直しを行ったとのことである。

矢作地区では、既存路線の再編とともに鉄道・バスの徒歩圏から外れる地域住民の日常生活における移動手段を確保するため、令和元年度から地域住民を主体とした検討協議会を経て、令和5年1月から、デマンド方式の交通手段（通称：矢作デマンド）の実証運行を開始し、地域住民に使いやすいものを目指して、見直しも予定している。

今後も引き続き、運行サービスの見直しについて、事業者や地域との検討を進めることが望まれる。

2 職員互助会交付金（総務部人事課）

ア 「岡崎市職員の福利厚生に関する条例事務要領」の公表について【指摘】

「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表によると、「全ての補助金等は、「岡崎市市費補助金等に関する規則について」に基づき、交付要綱等を制定し、市ホームページで公表するものとする。」とされている。

補助金の交付を定めた、「岡崎市職員の福利厚生に関する条例」は、例規ネットで公表されているものの、補助金の支給方法を詳細に定めた事務要領については、令和4年6月14日現在、市ホームページで公表されていることを確認することはできなかった。

市は、市民への説明責任を果たすため、「岡崎市が交付する補助金等一覧」を市ホームページに掲載し、補助金名、補助金額及び所管課名について公表しているが、これだけでは補助金の目的や算定方法を把握することはできない。

そのため、「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表に基づき、「岡崎市職員の福利厚生に関する条例事務要領」を市ホームページで公表すべきである。

イ 継続的な見直しと公表内容の充実について【意見】

総務省は「令和3年度福利厚生事業調査」の地方公共団体が互助会等を通じて実施する福利厚生事業について、下記観点で調査を実施している。

- (ア)住民の理解が得られるものとなるよう点検・見直しを行い、適正に実施されているか
- (イ)公費が支出されている福利厚生事業の実施状況等が公表されているか

「(ア) 住民の理解が得られるものとなるよう点検・見直しを行い、適正に実施されているか」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業が行えず、事業費が減少した結果、互助会に対する公費支出額が削減されている状況ではあるものの、「(イ) 公費が支出されている福利厚生事業の実施状況等が公表されているか」について、公表内容別の市の公表状況を確認したところ、個別事業内容について、市は未公表であるのに対し、41.6%の市区町村が公表している状況であった。

住民の理解が得られるよう、引き続き、継続的な見直しを行うとともに、公表内容の充実を検討することが望まれる。

3 地域協働推進事業費補助金 (No. 4 市民安全部市民協働推進課)

ア 収支予算書及び収支決算書の支出の部の記載方法について【意見】

申請時に提出された「収支予算書」及び実績報告時に提出された「収支決算書」を確認したところ、支出の部の科目名について、大半の学区が、岡崎市地域協働推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の補助対象経費の項目に合わせて「事業費」、「消耗品費」、「燃料費」、「飲料費用」等と記載していたが、一部の学区で「学区町内会の環境美化活動への支援」と、交付要綱の補助対象経費の項目とは紐づかない記載がされていた。

補助対象経費に該当するか否かの判断を効率的に実施するため、大半の学区と同じように、支出の部の科目名は、交付要綱の補助対象経費の項目に合わせて記載することが望まれる。

イ 収支予算書と収支決算書の支出の部の差異理由について【意見】

申請時に提出された「収支予算書」には、大半の学区が、見積書等の金額の根拠となる資料を添付していたが、一部の学区では添付がなかった。交付要綱において、金額の根拠となる資料の添付を必須としているわけではないが、収支予算書では、清掃参加者への飲み物代が10万円計上されているのに対し、収支決算書では、4万円弱の支出となっていた。

決算額が予算額の半分以下である場合、当初想定されていた事業が何等かの理由で実施されなかった可能性があるため、収支決算書の予算額と決算額の間には差異が大きい場合は、理由を確認の上、記録を残すことが望まれる。

ウ 収支決算書の支出科目誤りについて【指摘】

実績報告時に提出された収支決算書を確認したところ、領収書には「写真撮影謝礼」と記載されており、本来は、「報償費」と記載すべきものが「事務費」として記載されていた。

収支決算書の検証を効率的に実施するため、収支決算書は正しく記載するよう指導する必要がある。

エ 収支決算書の支出とは関係のない事項の記載について【指摘】

実績報告書時に提出された収支決算書を確認したところ、支出の部の備考欄に支出に関係のない内容の記載が見受けられた。

収支決算書の検証を効率的に実施するため、支出に関係のない事項は、削除するよう指導する必要がある。

オ 実績報告書の日付と事業報告書の日付の整合について【意見】

実績報告書 3. 市補助事業等の実施期間に令和 4 年 1 月 31 日までと記載があるものの、事業報告書には、令和 3 年 12 月 11 日の活動実績までの記載しかない学区があった。市民協働推進課担当者に確認したところ、令和 4 年 1 月 31 日の役員会において、事業の最終報告を行い、承認を得ているため、事業完了日は令和 4 年 1 月 31 日であるとのことであった。「交付要綱」第 14 条によると、補助事業完了の日以後 30 日以内に事業報告をすることとされており、期限内に報告されていることを確認するため、補助事業完了日について、書類上で整合していない場合は、追加確認の上、記録を残すことが望まれる。

カ 発行日付や購入用途が不明な領収証について【指摘】

実績報告書に添付されている領収証を確認したところ、発行日付の無いものや、購入品目（清掃作業の使用物品代）の記載がない等、購入用途が不明なものが見受けられた。領収証に日付がないと、事業期間内に実施されたものであることを確認することができない。また、領収証に購入用途の記載がないと、事業目的に該当する支出が行われたことを確認することができない。そのため、発行日付や購入用途が不明な領収証については、追加の確認を実施し、確認結果を記録として残すべきである。

キ 起案用紙の発送欄の使用について【意見】

令和 3 年度の補助金確定通知に関する起案用紙を確認したところ、発送欄の押印がなく、空欄となっているものが見受けられたため、市民協働推進課担当者に確認したところ、押印漏れであるとの回答であった。

市の「文書事務の手引き」第 4 節 5 によると、「発送欄」について、「文書の発送手続をした人が押印する」とされている。総務文書課担当者によると、発送欄の使用を推奨しているものの、徹底がされていない状況にあるとのことであった。

起案用紙の作成ルールについて再確認の上適切な処理を行うとともに、事務の効率性の観点から、文書事務を統括する総務文書課においても、発送欄の使用の要否について改めて検討することが望まれる。

ク 支出負担行為決議書の後閲時の押印について【指摘】

補助金支給時の「支出負担行為決議書」の押印欄を確認したところ、「休」又は「不在」と鉛筆書きされたままとなっているものが見受けられた。

市の「文書事務の手引き」第 6 節 4 によると、「後閲」の手続が定められており、決裁者

以外に起案文書に押印すべき者が不在の場合は、事後的に起案文書を閲覧し、承認を行うことされている。

「支出負担行為決議書」に適切に後関が行われたことを記録するため、押印等の承認証跡を残す必要があるため、所管課において定期的に書類を綴ったファイルが適切に後関されていることを確認する仕組づくりが必要である。

4 地区集会施設整備事業費補助金（市民安全部市民協働推進課）

ア 地区集会施設新築時の設計業者及び建設業者の選定方法の確認について【意見】

交付申請時に提出された、地区集会施設の新築工事に関する見積書を確認したところ、設計と建築を分けて見積しており、設計は東京都内の設計事務所から、建築は市内の建設会社からの見積書が提出されていた。

設計に関する見積書を確認したところ、設計事務所の代表取締役と町内会の総代の苗字が同一であったため、市民協働推進課担当者に確認したところ、苗字が同一であるが、偶然であり、親族等ではないことを口頭で確認したとのことであった。しかし、遠方である東京都内の設計事務所に設計を依頼した理由については確認していないとのことであった。

また、設計事務所及び建設会社の選定方法は確認しておらず、見積金額の妥当性についての確認が実施されていない状況であった。

補助金を交付する以上、補助対象事業費の妥当性について、確認をすることが望ましい。

イ 耐震診断及び耐震補強工事実施状況について【意見】

市民協働推進課担当者に、補助金の対象となる地区集会施設の耐震診断及び耐震補強工事の実施状況を確認したところ、旧耐震施設数 129 施設のうち、耐震診断実施済施設は 22 施設（17.1%）であり、耐震補強工事実施済の施設は 6 施設（4.7%）と低い水準であった。

令和 3 年度は予算通りの執行ではあるものの、市内の地区集会施設の安全性確保の為、耐震診断及び耐震補強工事の実施を促すため、引き続き、補助金を活用するよう地区への働きかけを行うことが望まれる。

ウ 起案用紙の発送欄の使用について【意見】

令和 3 年度の補助金交付額確定通知書に関する起案用紙を確認したところ、申請者に通知書を発送した際の発送欄の押印がなく、空欄となっているものが見受けられたため、市民協働推進課担当者に確認したところ、押印漏れであるとの回答であった。

市の「文書事務の手引き」第 4 節 5 によると、「発送欄」について、「文書の発送手続きをした人が押印する」とこととされている。総務文書課担当者によると、発送欄の使用を推奨しているものの、徹底がされていない状況にあるとのことであった。

起案用紙の作成ルールについて再確認の上適切な処理を行うとともに、事務の効率性の観点から、文書事務を統括する総務文書課においても、発送欄の使用について改めて検討することが望まれる。

5 自主防災組織活動資機材等整備費補助金（市民安全部防災課）

ア 起案用紙の発送欄の使用について【意見】

令和3年度の補助金交付決定通知書に関する起案用紙を確認したところ、申請者に通知書を発送した際の発送欄の押印がなく、空欄となっているものが見受けられたため、防災課担当者に確認したところ、押印漏れであるとの回答であった。

市の「文書事務の手引き」第4節5によると、「発送欄」について、「文書の発送手続きをした人が押印する」とこととされている。総務文書課担当者によると、発送欄の使用を推奨しているものの、徹底がされていない状況にあるとのことであった。

起案用紙の作成ルールについて再確認の上適切な処理を行うとともに、事務の効率性の観点から、文書事務を統括する総務文書課においても、発送欄の使用について改めて検討することが望まれる。

6 岡崎市スポーツ協会補助金（社会文化部スポーツ振興課）

ア 「スポーツ協会補助金交付要綱」の公表について【指摘】

「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表によると、「全ての補助金等は、「岡崎市市費補助金等に関する規則について」に基づき、交付要綱等を制定し、市ホームページで公表するものとする。」とされている。

しかし、令和4年6月14日現在、当該補助金の交付要綱が市ホームページで公表されていることを確認することはできなかった。

市は、市民への説明責任を果たすため、「岡崎市が交付する補助金等一覧」を市ホームページに掲載し、補助金名、補助金額及び所管課名について公表しているが、これだけでは補助金の目的や算定方法を把握することはできない。

そのため、「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表に基づき、「スポーツ協会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」を市ホームページで公表すべきである。

なお、「交付要綱」は、令和4年9月6日に公表済である。

イ 人件費が補助対象となる職員の年齢構成の見直しについて【意見】

「交付要綱」第4条第1項第1号アによると、補助金の交付対象経費には、協会が雇用する正規職員の年間給与実支給額及び退職給付引当資産取得経費が含まれている。

令和3年度に支給した補助金 66,568 千円のうち、人件費は 60,655 千円と、9割以上を占めており、1人当たり平均人件費は、8,665 千円と比較的高額となっている。理由を確認したところ、協会職員7名の平均年齢は50歳と高く、協会の給与規程は、「岡崎市給与条例等」に合わせて設定されており、年齢に応じて昇給する給与体系であることから、人件費が高額になっているとのことであった。

これまで、所管課は、人件費が高額であることについて、休日や夜間の大会等の対応時に時差勤務や振替を活用することにより、手当の削減に努めるよう指導しているとのことである。今後は、給与についても削減に努めるよう、職員の退職により、採用を行う際には、年齢構成の平準化を図るよう指導することが望まれる。

ウ 概算払請求時に提出された書類の年度誤りについて【指摘】

スポーツ協会補助金は、協会からの請求により、概算払いにより年4回に分けて交付している。概算払請求時に協会から提出された下記書類を確認したところ、本来「令和3年度」とすべきところ、「令和2年度」と記載されており、「2」に二重線を付した上で、「3」と手書で修正されていた。

- ・岡崎市補助金請求（4月請求分）内訳書（令和3年4月1日）
- ・岡崎市補助金請求（7月請求分）内訳書（令和3年7月1日）
- ・岡崎市補助金請求（10月請求分）内訳書（令和3年10月1日）
- ・岡崎市補助金請求（1月請求分）内訳書（令和4年1月4日）

上記資料は、協会から提出された正式な書類である。4月に提出された書類に誤りが発見されたのであれば、少なくとも7月以降は正しく作成した書類の提出を促すべきである。

エ 請求書の「受取方法」の欄記載漏れについて【指摘】

公益財団法人岡崎市スポーツ協会から令和3年度に提出された補助金の請求を確認したところ、振込先を記載する「受取方法」欄が空欄となっていた。

補助金振込先の確認の為、空欄の場合は、確認の上、追記すべきである。

7 社会福祉協議会運営費等補助金（福祉部地域福祉課）

ア 収支決算書の予実比較と証拠書類の確認について【指摘】

「岡崎市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第10条に規定の通り、実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査及び必要に応じて調査が必要となる。

実績報告時に提出された実績報告書に添付された収支決算書を確認したところ、当初申請額と決算額を比較できる形式となっているものの、比較分析は実施されていなかった。当初申請額は、活動内容から詳細に積み上げて作成された予算を基に作成されており、当初申請額と決算額を比較することにより、補助金が効果的かつ効率的に使用されたかを検証する必要がある。

また、決算額を検証する際には、「補助金等交付基準」第8条に基づき、「補助金等の不適切な使用がないかを補助対象経費に係る領収証等の支払証拠書類でその用途を十分確認する」必要がある。

なお、人件費については給与台帳、事業費については収支明細を確認の上、必要に応じて領収書等の支払証拠書類を確認することが考えられる。

8 障がい者共同生活援助事業費補助金（福祉部障がい福祉課）

ア 交付に係る岡崎市予算決算及び会計規則の遵守について【指摘】

岡崎市予算決算及び会計規則（以下「会計規則」という。）第64条では、当該年度の歳出に係る支出命令書の会計管理者への提出期限を翌年度4月15日（市長が認める場合は、4月末日）と規定している。つまり、令和3年度分の補助金交付に係る支出命令書の会計管理者への提出期限は、遅くとも令和4年4月末日となる。しかし、補助対象事業者から市への補助金請求は令和4年5月6日に行われており、同日に支出命令書が会計管理者に提出されていた。

障がい福祉課担当者に経緯を確認したところ、補助金額は令和4年5月6日に確定し、「岡崎市障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第8条に基づき、補助金額の確定後に事業者からの請求により支払うものであることから、同日付で請求書を受け付け、支出命令書を提出したとのことであった。

一方で、「交付要綱」第7条では実績報告書の提出期限を遅くとも翌年度の4月5日と規定しており、支出命令書の期限まで時間的な猶予がないとは言えない。

このため、実績報告書の受付後は速やかな内容の審査と金額の確定に努め、会計規則を遵守する必要がある。

イ 終期設定に対する所管課の認識について【意見】

「交付要綱」第11条では、交付要綱の終期を令和6年3月31日と設定している。これは、令和2年度末に行われた交付要綱の改正により従前の終期から3年間延長されたものである。

当該交付要綱の改正について、所管課に終期設定の延長理由を確認したところ、補助金等交付基準の原則に基づき、3年以内の終期を設定しているとの回答を得た。

岡崎市障がい者共同生活援助事業費補助金は、愛知県の愛知県補助金等交付規則に基づく制度的補助金であり、愛知県の愛知県補助金等交付規則では、終期を設定していないため、愛知県が補助制度を継続する限り市の補助制度も継続させるという意向であれば、愛知県の補助制度と足並みを揃えるという観点から、市の交付要綱に終期を設ける意義は乏しいと考えられる。

そのため、終期について、補助金等交付基準を形式的に遵守するだけでなく、例えば「終期は愛知県補助金等交付規則に準ずる。」とするなど、実態に合わせて終期を設定することが望ましい。

9 障がい者福祉施設整備事業費補助金（福祉部障がい福祉課）

ア 補助事業者からの報告様式の未受領について【指摘】

「岡崎市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第9条では、補助事業者に対し着工の報告及び進捗状況の報告を義務付けている。しかし、令和3年度の補助金交付に係る書類の中には、当該報告がなされた形跡がなかった。所管課に確認したところ、補助事業者からの提出が漏れたまま補助金事務を進めていたことが判明した。

「交付要綱」第9条に基づく補助対象工事の状況報告は、適切な予算執行の観点からも、市として適時に把握する必要がある。例えば、補助対象工事の進捗状況が遅延しており、繰越明許費として翌年度に繰り越して補助金予算を使用する場合には、議会の議決を経なければならない、議会に提出する予算の調整に係る準備期間を確保することが求められる。

そのため、「交付要綱」第9条に基づく状況報告については、交付要綱に定める提出期限までに補助事業者に提出させる必要がある。

イ 「岡崎市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」の公表について【指摘】

「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表によると、「全ての補助金等は、「岡崎市市費補助金等に関する規則について」に基づき、交付要綱等を制定し、市ホームページで公表する

ものとする。」とされている。

しかし、令和4年6月14日現在、当該補助金の交付要綱が市ホームページで公表されていることを確認することはできなかった。

市は、市民への説明責任を果たすため、「岡崎市が交付する補助金等一覧」を市ホームページに掲載し、補助金名、補助金額及び所管課名について公表しているが、これだけでは補助金の目的や算定方法を把握することはできない。

そのため、「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表に基づき、「交付要綱」を市ホームページで公表すべきである。

なお、「交付要綱」は、令和4年9月21日に公表済である。

10 老人クラブ運営活動事業費補助金（福祉部長寿課）

ア 補助対象事業の実施主体の事務を岡崎市が行うことについて【意見】

補助金等交付基準では、「事務局の事務を市が行うべき特別な理由があるものを除く、原則として事務局事務は、各団体自ら行うこと。」と規定している。しかし、補助対象事業の実施主体である岡崎市老人クラブ連合会の事務については、所管課が事務を委任されている。所管課に確認したところ、老人福祉法第13条第2項の規定により、地方公共団体は老人クラブに対する援助に努めなければならないため、所管課が事務を担っているとの回答を得た。また、出納事務に係る預金通帳及び届出印の管理についても、市関係団体の取扱事務についての依命通達（以下「依命通達」という。）に基づき、所管課が行っているとのことであった。

補助対象事業の実施主体の事務を補助金所管課が行うことは、申請主体とそれを受理する市が実質的に同一となり、補助金の効果的な審査が阻害される恐れがある。この点、依命通達でも「市から委託料、補助金等の金銭給付を受けている団体の出納事務は、市民から誤解を受けることのないよう十分に留意すること。」としている。

そのため、上記の市が市関係団体の事務を担うとしても、補助金に係る申請や実績報告の事務を行う者と、交付の審査を行う者を分けることが望ましい。

11 高齢者能力活用推進事業費補助金（福祉部長寿課）

ア 交付要綱に補助金に係る消費税等の仕入控除税額の返還規定がないことについて【指摘】

高齢者能力活用推進事業費補助金の交付団体である公益社団法人岡崎市シルバー人材センターは、課税事業者であり、消費税申告を行っている。当該補助金は、税込の決算数値で計算されるため、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入税額控除税額分について、補助金による収入と、仕入税額控除による消費税等納付額の減少又は還付が発生し、二重利得となる可能性がある。

そのため、岡崎市高齢者能力活用推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に、申請者は、消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は市に報告する旨と、市は、補助金を返還させることができる旨交付要綱に規定すべきである。

イ 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「交付要綱」第 12 条第 1 項によると、「第 9 条の実績報告を提出し、市費補助金等の額の確定を受けた者が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）により定める処分制限期間内において、補助事業により取得した財産 を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請を提出し、市長の承認を受けなければならない。」とされている。

長寿課担当者に、財産処分の制限に関する遵守状況の確認方法を質問したところ、確認を実施していないとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されていることを確認するため、財産処分の制限に関する遵守状況について、継続的に確認するべきである。

1 2 学区敬老会運営事業費補助金（福祉部長寿課）

ア 購入用途が不明な実績報告書添付の領収証について【意見】

実績報告書に添付されている領収証を確認したところ、収支計算書に消耗品費と記載のある 183,840 円の領収書について、購入用途の記載がなかった。長寿課担当者に確認したところ、購入用途が不明な領収証については、ヒアリングを実施しているとのことであった。

事業目的に該当する支出が行われたことを確認するため、領収書に購入用途が記載してあることを確認し、購入用途が不明な領収証について、口頭で確認した場合は、その結果を記録として残すことが望ましい。

1 3 介護サービス確保対策事業費補助金（No. 30 福祉部介護保険課）

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

1 4 介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金（福祉部介護保険課）

ア 事務事業評価による効果測定について【意見】

市は行政評価の一環として事務事業評価を実施し、評価結果を市民へ公表している。事務事業評価は、事業の計画を立て実施するこれまでの行政運営に、事業を実施した結果、事業の目的を果たし市民が満足するものであったかを分析・評価し、次の計画に反映させる活動を行政運営に加え改革していくものである。事務事業評価を実施することにより、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）が機能することとなる。

事務事業評価表では、補助金等を含む各事業に対し、定量指標及び定性指標を設定し、その達成状況を評価することにより、効果測定が行われている。

しかし、介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金は事務事業評価において、定性指標の達成目標として「交付要綱に基づき、交付対象となる事業所に適切かつ迅速に補助金を交付する。」と設定しているが、定量指標は設定されておらず、適切な効果測定が行われていない。

効果性は、補助金等交付基準に定められた交付基準の一つであり、効果性の判断を行うためには、例えば定量指標として、申請から交付までの日数を設定する等、適切な効果測定を実施する必要がある。

イ 「岡崎市介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金交付要綱」の公表について【指摘】

「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表によると、「全ての補助金等は、「岡崎市市費補助金等に関する規則について」に基づき、交付要綱等を制定し、市ホームページで公表するものとする。」とされている。

しかし、令和4年6月14日現在、当該補助金の交付要綱が市ホームページで公表されていることを確認することはできなかった。

市は、市民への説明責任を果たすため、「岡崎市が交付する補助金等一覧」を市ホームページに掲載し、補助金名、補助金額及び所管課名について公表しているが、これだけでは補助金の目的や算定方法を把握することはできない。

そのため、「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表に基づき、「岡崎市介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金交付要綱」を市ホームページで公表すべきである。

なお、「岡崎市介護施設等新型コロナウイルス感染症対策整備事業費補助金交付要綱」は、令和4年12月2日に公表済である。

1 5 老人福祉施設整備事業費補助金（福祉部介護保険課）

ア 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「岡崎市老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱」第8条第1号によると、「価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。」とされている。

介護保険課担当者に、財産処分の制限に関する遵守状況の確認方法を質問したところ、確認を実施していないとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されていることを確認するため、財産処分の制限に関する遵守状況について、継続的に確認するべきである。

なお、交付条件のうち、「帳簿等を5年間保管すること(第5号)」、「市が行う契約手続の取扱いに準拠すること(第8号)」及び「重複した補助金の交付をうけないこと(第9号)」の確認状況について、介護保険課担当者に確認したところ、特に確認は実施していないとの回答であった。

財産処分以外の交付の条件を満たしていることについて確認することが望まれる。

1 6 老人福祉施設等開設準備経費助成事業費補助金（福祉部介護保険課）

ア 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「岡崎市老人福祉施設等開設準備経費助成事業費補助金交付要綱」第8条第1号によると、「価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受

けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。」とされている。

介護保険課担当者に、財産処分の制限に関する遵守状況の確認方法を質問したところ、確認を実施していないとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されていることを確認するため、財産処分の制限に関する遵守状況について、継続的に確認するべきである。

なお、交付条件のうち、「帳簿等を5年間保管すること（第5号）」、「市が行う契約手続の取扱いに準拠すること（第7号）」及び「重複した補助金の交付をうけないこと（第8号）」の確認状況について、介護保険課担当者に確認したところ、特に確認は実施していないとの回答であった。

財産処分以外の交付の条件を満たしていることについて確認することが望まれる。

17 軽費老人ホーム利用料補助金（福祉部介護保険課）

監査の結果、指摘及び意見は発見されなかった。

18 救急医療体制運営費補助金（保健部保健企画課）

ア 「救急医療体制運営費補助金交付要綱」の公表について【指摘】

「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表によると、「全ての補助金等は、「岡崎市市費補助金等に関する規則について」に基づき、交付要綱等を制定し、市ホームページで公表するものとする。」とされている。

しかし、令和4年6月14日現在、当該補助金の交付要綱が市ホームページで公表されていることを確認することはできなかった。

市は、市民への説明責任を果たすため、「岡崎市が交付する補助金等一覧」を市ホームページに掲載し、補助金名、補助金額及び所管課名について公表しているが、これだけでは補助金の目的や算定方法については、わからない。

そのため、「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表に基づき、「救急医療体制運営費補助金交付要綱（以下「交付要綱」）を市ホームページで公表すべきである。

なお、「救急医療体制運営費補助金交付要綱」は、令和4年11月8日に公表済である。

イ 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「交付要綱」第10条によると、「単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。」とされている。

保健企画課担当者に、財産処分の制限に関する遵守状況の確認方法を質問したところ、確認を実施していないとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されていることを確認するため、財産処分の制限に関する遵守状況について、継続的に確認するべきである。

なお、令和4年度から、管理表を作成の上、財産処分に関する遵守状況をモニタリングする方針である。

19 不妊治療費補助金（保健部健康増進課）

ア 実績報告書様式への追記について【意見】

令和3年度に提出された「実績報告書（一般）」を確認したところ、申請額について、領収金額を全額記載されていたり、千円未満切り捨てせずに記載されたり等の誤りにより、金額を修正されている申請書が散見された。

「領収金額の1/2、上限45,000円、千円未満切り捨て」である旨を明記することで同様の誤りは減少すると考えられるため、次回、要綱改正の際に様式に追記することを検討することが望まれる。

20 保育環境改善等事業費補助金（こども部保育課）

ア 補助金の趣旨から対象とすべきでない経費への補助金支給について【指摘】

「岡崎市保育環境改善等事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）」第5条によると、「補助金の交付の対象となる経費は、保育業務を継続的に行うため、新型コロナウイルス感染症対策のために実施する、別表に掲げる経費とする。」とされている。

申請書及び添付された請求書を閲覧したところ、ハンドクリーム24箱264千円の購入経費が申請されていた。

ハンドクリーム自体は、「交付要綱」第5条関係の別表「1（2）物品関係 マスクや手洗いによる手荒れ防止用のハンドクリーム等、感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援に要する経費」に該当するものである。

頻繁な消毒作業等により、保育現場で働く職員の手荒れが著しく、それに配慮が必要であることは理解するところであるが、当該ハンドクリームは、一般的な商品と比較し、嗜好品的要素が強いものと考えられるものであった。

補助金が公正かつ適正に使用されるため、申請の内容確認時に物品として交付要綱に記載されているとしても、補助金の目的に適合する支出であるか慎重な検討が必要である。

そのため、交付要綱に補助金の目的に沿った交付要件を明示し、周知した上で、申請者である保育園に対しても、補助金の目的を説明し、適切な使用を促すため指導・助言が必要である。

なお、令和4年度の交付要綱で改定が行われており、別表に「1の(2)における物品等の購入支援に要する経費については、社会通念上、適当と認められるものであり、第7条第1号の条件を満たすため、意図的に価格の高い物品の購入等を行わないこと。」との文言を追加して適切な補助金使用のため周知が図られている。

イ 事務事業評価による効果測定について【意見】

市は行政評価の一環として事務事業評価を実施し、評価結果を市民へ公表している。事務事業評価は、事業の計画を立て実施するこれまでの行政運営に、事業を実施した結果、事

業の目的を果たし市民が満足するものであったかを分析・評価し、次の計画に反映させる活動を行政運営に加え改革していくものである。事務事業評価を実施することにより、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）が機能することとなる。

事務事業評価表では、補助金等を含む各事業に対し、定量指標及び定性指標を設定し、その達成状況を評価することにより、効果測定が行われている。

しかし、保育環境改善等事業費補助金は事務事業評価において、定性指標の達成目標として「公立保育園と格差のない、保育の質を維持・向上させつつ、児童福祉の増進を図る。」と設定しているが、定量指標は設定されておらず、適切な効果測定が行われていない。

効果性は、補助金等交付基準に定められた交付基準の一つであり、効果性の判断を行うためには、例えば定量指標として、保護者の満足度を設定する等、適切な効果測定を実施する必要がある。

2 1 私立保育園運営費補助金（こども部保育課）

ア 人件費補助金額算出のための計算事務手続きへの指導について【意見】

当該補助金の範囲に保育園職員の人件費が含まれる。この人件費のうち、補助金対象となる賞与計算が特に複雑である。各保育園で金額算出し、補助金申請を行うが計算が複雑であり、市の事務処理での確認作業も事務負担が大きくなっている。

市の事務負担を抑えるためにも各保育園で賞与計算を正確に実施できるように指導を充実させることが望ましい。加えて、保育園職員の給与体系は市職員と同一であることから、今後、市職員の給与システムの改変がある際にシステム計算の対象とするか検討することも望まれる。

2 2 私立保育園施設整備費補助金（こども部保育課）

ア 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「岡崎市私立保育所施設整備費等補助金交付要綱」第 12 条によると、「市費補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、用途の変更、解体又は撤去処分をしてはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。」とされている。

保育課担当者に、財産処分の制限に関する遵守状況の確認方法を質問したところ、確認を実施していないとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されていることを確認するため、財産処分の制限に関する遵守状況について、保育所の運営に関する往査等を行う際に市からヒアリングの実施や実査、点検チェックリストに項目を追加するなど、継続的に市の方から積極的に確認すべきである。

2 3 私立保育園園舎建替等事業費補助金（こども部保育課）

ア 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「岡崎市私立保育所園舎建替等事業費補助金交付要綱」第4条によると、「補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。」とされている。

保育課担当者に、財産処分の制限に関する遵守状況の確認方法を質問したところ、園舎完成時は必ず実地にて現物確認を実施しているが、その後は確認を実施していないとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されていることを確認するため、財産処分の制限に関する遵守状況について、園舎建替後は、保育所の運営に関する往査等を行う際に市からヒアリングの実施や実査、往査時の点検チェックリストに項目を追加するなど、継続的に市の方から積極的に確認すべきである。

2 4 幼保連携型認定こども園園舎建替等事業費補助金（こども部保育課）

ア 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「岡崎市幼保連携型認定こども園園舎建替等事業費補助金交付要綱」第5条によると、「補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けずにこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。」とされている。

保育課担当者に、財産処分の制限に関する遵守状況の確認方法を質問したところ、園舎完成時は必ず実地にて現物確認を実施しているが、その後は確認を実施していないとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されていることを確認するため、財産処分の制限に関する遵守状況について、園舎建替後は、幼保連携型認定こども園の運営に関する往査等を行う際に市からヒアリングの実施や実査、往査時の点検チェックリストに項目を追加するなど、継続的に市の方から積極的に確認すべきである。

2 5 私立保育所創設等事業費補助金（こども部保育課）

ア 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「岡崎市私立保育所創設等事業費補助金交付要綱」第5条によると、「事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けずにこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。」とされている。

保育課担当者に、財産処分の制限に関する遵守状況の確認方法を質問したところ、開園準備完了時に必ず実地にて現物確認を実施しているが、その後は確認を実施していないとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されていることを確認するため、財産処分の制限に関する遵守状況について、開園後は、保育所の運営に関する往査等を行う際に市からヒアリングの実施や実査、往査時の点検チェックリストに項目を追加するなど、継続的に市の方から積極的に確認するべきである。

2 6 放課後児童健全育成事業費補助金（こども部こども育成課）

ア 補助対象事業が、工事請負費の場合の、相見積もりに関する書類の提出について【意見】

補助対象事業が、工事請負費の場合、要綱には記載がないが担当課としては、申請者に対して相見積もりをとるように依頼しているとのことであった。令和3年度に申請があった工事請負費の1件について、申請書に最終の見積書は添付されていたが、見積書は1社のみの添付であったため、相見積もりをとったかどうか確認できなかった。補助金の財源が税金である以上、補助対象経費の金額が妥当な金額であるかどうかは確認することが望ましい。相見積もりについて、その結果についても合わせて提出を申請者に依頼することが望まれる。

イ 補助金に係る消費税等の仕入控除税額に関する報告の入手について【意見】

岡崎市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱第6条（7）では、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、書面により速やかに市長に報告しなければならない」旨が規定されている。

これは、課税事業者が補助金を申請する場合、当該補助金は、税込の決算数値で計算されるため、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入税額控除税額分について、補助金による収入と、仕入税額控除による消費税等納付額の減少又は還付が発生し、二重利得となる可能性があるためである。

こども育成課担当者に確認したところ、上記書面は入手していないとのことであった。

今後、課税事業者が補助金の申請者となる可能性も考えられるため、補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無の確認については、たとえ補助金に係る仕入控除税額が0円であったとしても、事業者に対して様式を配布し、書面での提出を求め、返還不要であることについて確認することが望まれる。

なお、令和3年度の補助事業者のうち、補助金を人件費や賃借料以外の課税仕入に該当する補助対象経費（リフォーム費用）に充当した事業者が1社存在した。所管課を通じて確認したところ、免税事業者であるとの回答を得ており、二重利得となる可能性はないとのことであった。

2 7 民間児童クラブ利用者育成料補助金（こども部こども育成課）

ア 補助単価と事務負担に対する費用対効果の検討について【意見】

民間児童クラブ利用者育成料補助金について、年間の申請件数は606件であり、その多くは区分④その他の世帯となっている。その他の世帯に対する補助額は月額1,800円が限

度であり、最大でも各家庭年間の補助額は21,600円となる。各施設は、それぞれの利用者から申請書を集め、市に提出し、市は1枚1枚確認した上で利用者ごとに振り込みを行っており、市の事務負担は過大なものになっていると想定される。年間途中での支払い（途中退所者等）を除き、3月に申請が上がった557件のうち、90%を超える516件が④のその他の区分であった。例えば、①～③に該当する方のみ、従来どおり補助金の申請を個別に受け付けて支払い、残りの区分④に該当するものについては、利用者数に応じて各施設に対して補助金を一括交付するなどし、その分利用料を下げた利用者への金銭的負担を今と同程度減らすなど、当該補助金の在り方について、事務負担の軽減も含めて検討されることが望まれる。

イ 補助金交付申請書兼実績報告書の状況確認の同意欄について【指摘】

補助金交付申請書兼実績報告書内に、補助区分1～3に該当する場合については、必要がある場合、放課後児童クラブ担当課から補助要件担当課に対して状況の確認を行うことを、保護者が同意する旨を署名する欄がある。令和3年度の補助金交付申請書兼実績報告書を閲覧したところ、補助区分が1～3に該当している場合にもかかわらず、同意欄が空欄のものが複数発見された。のちにトラブルを回避するためにも、該当する保護者からはもれなく同意を受ける必要がある。

28 私立幼稚園振興費補助金（こども部保育課）

ア 補助対象範囲の区分について【意見】

補助金の対象としては、教材費、図書費又は備品費と記載されており、その具体的な内容については明記がない。各施設からの計画書や実績報告書をみると、新型コロナウイルスに対応するためのパーティションについて、備品費として購入している施設もあれば、教材費として購入している施設もある。市としては、要綱上、教材費と図書費又は備品費について、明確な範囲を定める規定はなく、事務執行の際に区分けの判断に迷う場合は、事業者に使途の聞き取りを行い、教材費か図書費、又は備品費かを判断しているとのことであった。パーティションについては、一方で備品費、もう一方で教材費としている理由が、申請書からは把握できなかった。今後同様の申請があった場合に、同じ判断ができるように、どちらの費用に該当するかの判断の根拠を記録することが望まれる。

そもそも、なぜ教材費、図書費又は備品費と要綱上区分しているかの理由に戻り、要綱に例示するなど、各幼稚園に対して対象を明確にすることも検討されたい。

イ 補助金の対象及び額を定めた別表の公表について【指摘】

「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表によると、「全ての補助金等は、「岡崎市市費補助金等に関する規則について」に基づき、交付要綱等を制定し、市ホームページで公表するものとする。」とされている。

しかし、令和4年8月8日現在、当該補助金の交付要綱の本文は市のホームページで公表されているものの、補助金の対象及び額を定めた別表は公表されていなかった。

市は、市民への説明責任を果たすため、「岡崎市が交付する補助金等一覧」を市ホームページに掲載し、補助金名、補助金額及び所管課名について公表しているが、これだけでは補助金の目的や算定方法を把握することはできない。

そのため、「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表に基づき、補助金の対象及び額を定めた別表についても公表する必要がある。

ウ 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「岡崎市私立幼稚園振興費補助金交付要綱」第12条によると、「単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。」とされている。

担当者に、財産処分の制限に関する遵守状況の確認方法を質問したところ、市の財産ではないため、市として管理はおこなっていないが、各私立幼稚園へは補助要綱を配布しており、該当する場合は事前に市へ相談するように指導しているとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されていることを確認するため、財産処分の制限に関する遵守状況について、市からも数年に1度状況を確認するなど、継続的に市の方から積極的に確認するべきである。

29 実費徴収に係る補足給付事業費補助金（こども部保育課）

ア 副食費相当額を証明する書類の検証証跡について【意見】

「岡崎市実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱」第7条2では、「私立幼稚園は、～略～食事の提供にかかる1食当たりの副食費相当額を証明する書類とともに～略」と記載がある。令和3年度の各施設からの提出書類を確認したところ、2021年4月～8月分の申請の際に、2020年9月～3月分の副食費の算定額の紙が証明書として提出されていた。

保育課担当者に確認したところ、給食の内容に変更がない場合は、過年度の算定も認めており、問題ないとの認識であると回答を得た。

しかしながら、過年度の証明書のみ提出の場合、変更がないかどうかを客観的に確認することができない。

口頭で変更ないことを確認しているのであれば、その旨提出された証明書に追記する必要がある。

30 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（環境部環境政策課※）

※ 令和4年度以降の所管課はゼロカーボンシティ推進課である。

ア 財産処分の制限のある資産の管理方法について【意見】

「岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付規程」第11条によると、「対象設備の法定耐用年数の期間内に当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。」とされており、同規程第13条によると、「第11条の規定による処分の承認による取消しをしたときは、交付決定者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額の返還を請求するものとする。」とされている。

ゼロカーボンシティ推進課担当者に、「対象設備の法定耐用年数の期間内に当該対象設備を処分」していないことの確認方法を質問したところ、「財産処分承認申請書」の提出をもって確認しているとのことであった。

交付した補助金が公正かつ適正に使用されるよう、申請者に財産を処分するには「財産処

分承認申請書」の提出が必要となることの意識づけを図るため、処分の制限について、市のホームページに明示することが望まれる。

イ 交付申請時の納税証明書の提出省略について【意見】

「岡崎市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金事務取扱要綱別表 1」によると、交付申請時に納税証明書の添付が求められている。

納税証明書は、市の納税課で交付を受けるものであるため、所管課から納税課に照会することを可能にすることが事務上効率的であり、市民サービスの向上にもつながると考える。申請者本人から個人情報の取得、利用に関する同意書を得るなど、納税証明書の添付を省略し、納税課に照会する方法を検討することが望まれる。

ウ 起案用紙の発送欄の使用について【意見】

令和3年度の補助金の事前届出書の受領に関する起案用紙を確認したところ、申請者へ受領書を発送した際の発送欄の押印がなく、空欄となっているものが見受けられたため、ゼロカーボンシティ推進課担当者に確認したところ、押印漏れであるとの回答であった。

市の「文書事務の手引き」第4節5によると、「発送欄」について、「文書の発送手続きをした人が押印する」とこととされている。総務文書課担当者によると、発送欄の使用を推奨しているものの、徹底がされていない状況にあるとのことであった。

起案用紙の作成ルールについて再確認の上適切な処理を行うとともに、事務の効率性の観点から、文書事務を統括する総務文書課においても、発送欄の使用について改めて検討することが望まれる。

3 1 次世代自動車購入費補助金（環境部環境政策課※）

※ 令和4年度以降の所管課はゼロカーボンシティ推進課である。

ア 事務事業評価による効果測定について【意見】

市は行政評価の一環として事務事業評価を実施し、評価結果を市民へ公表している。事務事業評価は、事業の計画を立て実施するこれまでの行政運営に、事業を実施した結果、事業の目的を果たし市民が満足するものであったかを分析・評価し、次の計画に反映させる活動を行政運営に加え改革していくものである。事務事業評価を実施することにより、マネジメントサイクル（PDCA サイクル）が機能することとなる。

事務事業評価表では、補助金等を含む各事業に対し、定量指標及び定性指標を設定し、その達成状況を評価することにより、効果測定が行われている。

しかし、次世代自動車購入費補助金は事務事業評価において目標値や実績値が入力されておらず、適切な効果測定が行われていない。

効果性は、補助金等交付基準に定められた交付基準の一つであり、効果性の判断を行うためには、例えば定量指標として、補助件数を設定する等、適切な効果測定を実施する必要がある。

イ 交付申請時の納税証明書の提出省略について【意見】

「岡崎市次世代自動車購入費補助金交付規程」第8条第1項第3号によると、交付申請

時に納税証明書の添付が求められている。

納税証明書は、市の納税課で交付を受けるものであるため、所管課から納税課に照会することを可能にすることが事務上効率的であり、市民サービスの向上にもつながると考える。申請者本人から個人情報の取得、利用に関する同意書を得るなど、納税証明書の添付を省略し、納税課に照会する方法を検討することが望まれる。

ウ 起案用紙の発送欄の使用について【意見】

令和3年度の補助金の次世代自動車購入報告書の受領に関する起案用紙を確認したところ、申請者へ受領書を発送した際の発送欄の押印がなく、空欄となっているものが見受けられたため、ゼロカーボンシティ推進課担当者に確認したところ、押印漏れであるとの回答であった。

市の「文書事務の手引き」第4節5によると、「発送欄」について、「文書の発送手続をした人が押印する」とこととされている。総務文書課担当者によると、発送欄の使用を推奨しているものの、徹底がされていない状況にあるとのことであった。

起案用紙の作成ルールについて再確認の上適切な処理を行うとともに、事務の効率性の観点から、文書事務を統括する総務文書課においても、発送欄の使用について改めて検討することが望まれる。

3 2 浄化槽転換設置整備事業費補助金（環境部廃棄物対策課）

ア 交付申請時の納税証明書の提出省略について【意見】

「岡崎市浄化槽転換設置整備事業費補助金交付申請書」提出時に、納税証明書の添付が求められている。

納税証明書は、市の納税課で交付を受けるものであるため、所管課から納税課に照会することを可能にすることが事務上効率的であり、市民サービスの向上にもつながると考える。申請者本人から個人情報の取得、利用に関する同意書を得るなど、納税証明書の添付を省略し、納税課に照会する方法を検討することが望まれる。

イ 維持管理状況のモニタリングについて【意見】

廃棄物対策課に補助金交付後の維持管理状況のモニタリング方法を確認したところ、浄化槽については浄化槽システムにて管理をしており、法定検査機関から送られてくる受験結果のデータを基に、未受検者等への指導を行っているが、雨水貯留槽はそのような管理がされていないことから、定期的な点検（自主点検）や7年以上の使用については把握が出来ていないとのことであった。

雨水貯留槽が適切に維持管理されるよう、申請者の意識づけを図るため、交付決定通知（裏面）に記載されている内容について、処分の制限について、市のホームページに明示することが望まれる。

ウ 契約締結後の「浄化槽法定検査契約書の写し」の添付について【指摘】

「実績報告書」に添付された「浄化槽法定検査契約書の写し」を確認したところ、浄化槽管理者欄または指定検査機関に押印の無いものが見受けられた。

廃棄物対策課担当者に確認したところ、浄化槽管理者及び指定検査機関の双方が押印し、

契約を締結する前のものが写しとして添付されていたとのことであった。

「浄化槽法定検査契約書の写し」は、法定検査契約の有無を確認するため、契約締結後の契約書の写しを添付するよう、指導すべきである。

エ 起案用紙の発送欄の使用について【意見】

令和3年度の補助額の交付決定通知に関する起案用紙を確認したところ、申請者に通知書を発送した際の発送欄の押印がなく、空欄となっているものが見受けられたため、廃棄物対策課担当者に確認したところ、押印漏れであるとの回答であった。

市の「文書事務の手引き」第4節5によると、「発送欄」について、「文書の発送手続をした人が押印する」とこととされている。総務文書課担当者によると、発送欄の使用を推奨しているものの、徹底がされていない状況にあるとのことであった。

起案用紙の作成ルールについて再確認の上適切な処理を行うとともに、事務の効率性の観点から、文書事務を統括する総務文書課においても、発送欄の使用について改めて検討することが望まれる。

3.3 岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金（経済振興部商工労政課）

ア 行政が担うべき役割の程度について【意見】

岡崎幸田勤労者共済会運営費補助金は、補助率が2分の1を超える補助金である。

その理由についてのアンケート回答結果によると、「市内の中小企業に従事する勤労者の福利増進並びに中小企業の振興発展に寄与することを目的に事業を実施している。勤労者の福祉の向上と生活の安定を図るための総合福祉事業を行う団体として、その他民間事業者で代替することのできない事業を展開しているため。」とのことであった。

当該回答について、「政策的理由の妥当性」については理解できるものの、中小企業の福利厚生水準の維持を行政がどこまで負担すべきかという「行政が担うべき役割の程度」についての検討が不足していると考ええる。

そのため、「行政が担うべき役割の程度」についても検討し、原則補助率が2分の1以下となるようにすべきである。なお、補助率が2分の1を超える場合は、「岡崎市産業労働計画」に明記するなど、根拠を明確にすることが望まれる。

イ 実施報告に関する提出資料の保管漏れについて【意見】

実施報告とともに提出された資料のうち1枚が保管用ファイルに綴られていなかった。商工労政課担当者に確認したところ、他の案件の提出書類中に紛れていたとのことであった。保管すべき提出書類は漏れなく正しいファイルに保管することが望まれる。

ウ 人件費の按分比率の確認について【意見】

補助対象経費のうち人件費については、岡崎幸田勤労者共済会職員および役員の業務内容の割合をもとに補助金申請者が算定した按分比率を用いて補助対象経費の額を計算している。

補助対象となった人件費の確認方法について所管課担当者へ質問したところ、按分比率をもとに正しく計算されていることは確認していたが、按分比率自体の確認はしていないとの回答を得た。

按分比率を用いて算定していることから、これを変更することで補助金額を変動させることも不可能ではない。計算結果の正確性の確認に加え、按分比率自体が該当事業年度内で変動していないか、前年度から大きく変動していないか、業務内容に大きな変化は生じていないかという視点を持って確認することが望ましい。

3 4 農業次世代人材投資資金（経済振興部農務課）

ア 関係機関からの意見聴取書類の回収漏れについて【指摘】

所管課は、就農者希望者が提出する青年等就農計画について3つの関係機関から書面で意見を徴収する決裁を行い、当該意見聴取の結果をもって青年等就農計画の認定を行っている。令和3年度に行われた青年等就農計画の認定関係書類を閲覧したところ、意見聴取に係る決裁内容に反し、意見聴取に係る書面が1件欠落した状態で青年等就農計画の認定が行われていた。

所管課に質問したところ、単なる書面の回収もれであり、該当の意見聴取先からは口頭にて計画内容に意見はない旨の確認をしており認定結果に問題はないとの回答が得られた。

当該関係機関からの意見聴取および就農計画の起案について、回付先が同一の者であることに加え、最終承認者の他に4名の確認者がいるため、書面の回収もれがあれば指摘し、決裁行為が形骸化しないようにする必要がある。

イ 農業次世代人材投資資金の効果測定について【意見】

農林水産省では当補助金利用者の交付期間終了日から1年後の都道府県別定着率を公表していたため、市における定着率の算定の有無について所管課へ質問したところ、交付対象者ごとの就農日や離農日等は管理しているが、定着率の算定はしていないとの回答を得た。

交付対象者の管理だけでは当該補助金制度の効果測定が実施されないため、定着率等の指標を用いて当補助金制度の効果を測定することが望まれる。

ウ サポート体制に関するアンケートの実施について【意見】

補助金要綱に従い、交付対象者の就農に関するサポート体制が構築されている。具体的には、年2回の就農状況報告のタイミングに合わせて所管課担当者とJA等関係機関の専門家が交付対象者を訪問し、就農状況の視察と相談に応じている。

交付対象者に対してサポート体制の満足度調査等のアンケートを実施しているか質問したところ、実施していないとの回答が得られた。

また、所管課から提出された交付対象者ごとの離農状況を確認すると、交付期間中または交付期間終了直後に離農している場合が殆どであることから、交付期間中の離農を防ぐことができれば就農者の増加につながる可能性が考えられる。

サポート体制が交付対象者のニーズにより応じたものとなるよう、アンケートを実施することが望まれる。

3 5 中山間地域等直接支払交付金（経済振興部中山間政策課）

ア 事業計画書の差替があった場合の整理方法について【意見】

交付申請時に提出された資料として保管されているものの中に、1つの申請者について内容の異なる2つの事業計画書が綴られており、どちらが正か判別がつかない状態で保管されていた。

中山間政策課担当者に2つの事業計画書が存在する理由について質問したところ、2つのうちひとつは事前案の事業計画書で、破棄されず残ってしまっていたとの回答を得た。

事後検証時に混乱を生じさせないように、該当しない書類はその旨が明確になるよう示しておくか、保管書類として不要であれば破棄する必要がある。

3 6 多面的機能支払交付金（経済振興部農地整備課）

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。

3 7 矢作川水源基金水源林対策事業費補助金（経済振興部森林課）

ア 交付要綱を公表する際のファイル形式について【意見】

市ホームページで公表されている交付要綱を確認したところ、2022年7月7日時点では、ワープロソフトで作成したままのファイル形式で掲載されていた。

交付要綱を加工可能なファイル形式で公表すると、申請者が保存した際に、誤って内容を変更してしまう可能性があるため、内容を変更できないファイル形式で公表することが望まれる。

なお、令和4年7月26日に対応済であることを確認した。

3 8 小規模事業指導費補助金（経済振興部商工労政課）

ア 「岡崎市小規模事業指導費補助金交付要綱」の公表について【指摘】

「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表によると、「全ての補助金等は、「岡崎市市費補助金等に関する規則について」に基づき、交付要綱等を制定し、市ホームページで公表するものとする。」とされている。

しかし、令和4年6月14日現在、当該補助金の交付要綱が市ホームページで公表されていることを確認することはできなかった。

市は、市民への説明責任を果たすため、「岡崎市が交付する補助金等一覧」を市ホームページに掲載し、補助金名、補助金額及び所管課名について公表しているが、これだけでは補助金の目的や算定方法を把握することはできない。

そのため、「補助金等交付基準」10 交付要綱の公表に基づき、「岡崎市小規模事業指導費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）」を市ホームページで公表すべきである。

イ 補助金交付要綱内の表現の統一について【意見】

「交付要綱」について、第6条、第9条では「次の各号に掲げる」という表現になっているところ、第10条では「次に掲げる」としている。

同一要綱内の条文であることから、表現をどちらかへ統一することが望ましい。

ウ 補助金額変更に係る決裁文書の後閲時の押印について【指摘】

補助金額の変更に係る決裁文書の押印欄を確認したところ、不在者を除いて決裁者の決裁を受けたものが見受けられた。

市の「文書事務の手引き」第6節4によると、「後閲」の手続が定められており、決裁者以外に起案文書に押印すべき者が不在の場合は、事後的に起案文書を閲覧し、承認を行うことされている。

所管課担当者に質問したところ、不在者に決裁内容の説明は実施し承認は得たものの押印が漏れたとの回答を得た。

補助金額の変更に係る決裁文書適切に後閲が行われたことを記録するため、押印等の承認証跡を残す必要があるため、所管課において定期的に書類を綴ったファイルが適切に後閲されていることを確認する仕組みづくりが必要である。

39 中小企業事業資金保証料補助金（経済振興部商工労政課）

ア 「貸付実行通知書」の償還期限欄の記入漏れについて【指摘】

交付申請書兼実績報告書の提出書類のうち、金融機関が発行する「貸付実行通知書」の償還期限の欄が空欄のものが1件発見された。

商工労政課担当者に質問したところ、空欄は不備であるが、不備に対して十分な対応ができていなかったとの回答を得た。

愛知県信用保証協会が発行する「信用保証書」のメモ書きにて借入期間と思われるものが確認できるが、該当箇所の空欄が不備であれば、不備を解消した書類を提出するよう申請者に指導する必要がある。

イ 補助金執行状況の指標について【意見】

所管課は、支出負担行為決議書に添付の補助金執行状況表を作成し、該当事業年度の補助金申請の動向をつかむため前年度同月比を指標とした現状分析を行っている。

業務活動の目標値は年間の累計件数のため、全体的な視点での申請動向を把握できるよう、現在採用している指標に加え、毎月の月末時点での累計件数を前年度同月比割合で検討することが望まれる。

40 工場等建設奨励金（経済振興部商工労政課）

ア 申請者が暴力団関係者ではないことの確認記録について【意見】

岡崎市工場等建設奨励条例第3条第4項に暴力団関係者については建設計画に係る認定をしない旨が明記されているが、申請者からの提出書類ではその確認をしている箇所が確

認できなかった。

所管課担当者に質問したところ、申請者に条例等の説明をする際に口頭で確認しているとの回答を得た。

口頭では事後検証に備えられず、また責任の所在が明らかではない。確認したことを記録できるよう、申請書内に申請者が暴力団関係者ではないことを宣誓できるような様式に変更することが望ましい。

4 1 岡崎市観光協会補助金（経済振興部観光推進課）

ア 実績報告書の検証証跡について【意見】

実績報告書を確認したところ、支出内容の根拠となる契約書、請求書及び領収書の添付は無く、突合時の証跡が残されていなかった。

観光推進課担当者に確認したところ、証憑書類は、観光協会で保管しており、必要に応じて提出を求めて、内容を確認しているとのことであった。

実績報告書の確認を実施した事実を記録するため、検証証跡を残すことが望まれる。

4 2 バスツアー事業費補助金（経済振興部観光推進課）

ア 交付要綱を公表する際のファイル形式について【意見】

市ホームページで公表されている交付要綱を確認したところ、ワープロソフトで作成したままのファイル形式で掲載されていた。

交付要綱を加工可能なファイル形式で公表すると、申請者が保存した際に、誤って内容を変更してしまう可能性があるため、内容を変更できないファイル形式で公表することが望まれる。

イ 募集要項の正式版の記載について【意見】

市のホームページを確認したところ、「募集要項(案)」と記載された募集要項が掲載されていた。案なのか、確定されたものなのか、不明瞭であるため、案ではない、確定後の募集要項の掲載が望まれる。

4 3 狭あい道路拡幅整備費補助金（都市政策部住環境整備課）

ア 事前協議後に補助項目から除外した工事实施事項の確認記録について【意見】

事前協議で補助項目としていたもののうち、工事实施後に施工方法に問題がある等で補助項目から除いたものについて、除外理由の記録が残されていなかった。

所管課担当者へ質問したところ、補助対象外となった箇所の写真は残しており、申請者とは口頭で補助対象外となることについて了承を得ているとの回答を得た。

申請者との間で事後的な認識の相違が発生することを防ぐため、上記写真に追記する等の方法で、除外された理由と申請者の了承を得ていることについても記録しておくことが

望ましい。

4 4 住宅・建築物耐震化事業費補助金（都市政策部住環境整備課）

ア 立会時の有資格者の確認記録について【意見】

所管課担当者は、「岡崎市住宅・建築物耐震化事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」第 11 条に従い、建築士の立会いの下で中間検査を行い、中間検査の実施場所、日時、立会者名、検査内容、指摘内容を書面に記録している。

中間検査の書面を通査したところ、設計者と異なる者が立ち会っていたものや、立会者名が無記名であったものが見受けられた。

住環境整備課担当者に、有資格者の立会であったか確認したところ、登録番号の提示とともに全て建築士による立会が行われていたとの回答が得られた。

現在の様式では立会者が建築士の資格を有しているのか不明であるため、中間検査を適切に実施したことを記録する書面とするためには、立会者名に加えて建築士登録番号を記載することが望ましい。

イ 申請者が暴力団関係者でないことの確認記録について【意見】

「交付要綱」第 3 条第 1 項第 3 号に暴力団員と密接な関係を有する者（以下この条において「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でない者が補助金の交付を受けることができるとされている。また、申請書内に暴力団排除のため関係する官公庁へ照会することに同意する旨の記載はあるが、暴力団関係者ではないことを宣誓させる様式ではない。

所管課担当者に暴力団関係者でないことの確認方法を質問したところ、補助金申請前に耐震改修設計を行う建築士による事前相談時に当該建築士に上記第 3 条第 1 項 3 項の説明を行っており、その上で申請書が提出されることを以って上記第 3 条第 1 項 3 項に該当していると判断しており、官公庁への照会を行っていないとの回答を得た。

現在の方法は、申請者が上記第 3 条第 1 項 3 項に該当することを確かめられていると言いがたい。申請者が暴力団関係者ではないことを宣誓できるような申請書様式に変更するか、官公庁へ照会することが望ましい。

4 5 土地区画整理組合事業費補助金（都市基盤部市街地整備課）

ア 交付申請書及び実績報告書の検証証跡について【意見】

交付申請書、実績報告書及び各添付資料を確認したところ、書類間の整合を確認した証跡が残っていなかった。

「事務要領」第 12 条（交付決定）によると、「市費補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査」とされており、同要領第 16 条によると、実績報告書の提出があった際は、「書類の確認及び必要に応じて現地確認を行う」とされている。

交付申請書の審査及び実績報告書の確認を実施した事実を記録するため、確認証跡を残すことが望まれる。

4 6 学校給食運営費補助金（学校給食センター）

ア 人件費が補助対象となる職員の年齢構成の見直しについて【意見】

「岡崎市学校給食運営費補助金交付要綱」第3条第1号第1号によると、補助金の交付対象経費には、協会が雇用する職員の年間給与実支給額、退職給付引当資産取得経費及び社会保険等事業主負担金が含まれている。

補助金の対象となる協会の職員の年齢構成は、40代以上の職員が8割を超えており、正規職員の平均年齢は、令和2年度の48.2歳から令和3年度は50.8歳と上昇傾向にある。

今後の学校給食運営を担う人員の確保が重要であるため、今後、職員の退職により、採用を行う際には、年齢構成の見直しを図るよう指導することが望まれる。

4 7 文化財保存事業費補助金（教育委員会社会教育課）

ア 補助対象経費が実際に支払われたことの確認について【意見】

実績報告書の添付資料を確認したところ、設計監理や本体工事に関する契約書や請求書が添付されているものの、領収証等の補助対象経費が実際に支払われたことを確認できる資料が添付されていないものが見受けられた。

「補助金等交付基準」第8条には、「補助金等の不適切な使用がないかを補助対象経費に係る領収証等の支払証拠書類でその用途を十分確認する」とあるため、金額基準を決めた上で、基準を上回る経費については、領収証等の実際に支払われたことが確認できる資料の提出を求めることが望ましい。

イ 起案用紙の発送欄の使用について【意見】

令和3年度の補助金の交付決定通知書に関する起案用紙を確認したところ、申請者に通知書を発送した際の発送欄の押印がなく、空欄となっているものが見受けられたため、社会教育課担当者に確認したところ、押印漏れであるとの回答であった。

市の「文書事務の手引き」第4節5によると、「発送欄」について、「文書の発送手続きをした人が押印する」とこととされている。総務文書課担当者によると、発送欄の使用を推奨しているものの、徹底がされていない状況にあるとのことであった。

起案用紙の作成ルールについて再確認の上適切な処理を行うとともに、事務の効率性の観点から、文書事務を統括する総務文書課において、発送欄の使用について改めて検討することが望まれる。

4 8 政務活動費補助金（議会事務局総務課）

監査の結果、指摘・意見となる事項は発見されなかった。